

平成22年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成22年3月5日（金曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	谷 村 孝 一 君
1 番	吉 岡 文 子 君
2 番	森 川 明 君
3 番	五 十 嵐 聡 君
4 番	高 田 正 則 君
5 番	高 橋 幹 夫 君
6 番	阿 部 義 一 君
7 番	長谷川 吉 春 君
8 番	米 田 良 克 君
10 番	小 関 勝 教 君
12 番	本 郷 幸 治 君
13 番	紫 藤 政 則 君
14 番	林 国 夫 君

◎欠席議員（2名）

9 番	白 木 優 志 君
11 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	桜 井 道 夫 君
副 市 長	斎 藤 正 紀 君
総 務 部 長	安 田 昌 彰 君
市 民 部 長	岩 本 良 一 君

保健福祉部長兼福祉事務所長	中 川 直 紀 君
商工交流部長	岡 嶋 博 文 君
農 政 部 長	林 信 孝 君
都市整備部長	山 口 隆 慶 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 二 君
消 防 長	霜 田 公 法 君
総務部総務課長	大 崎 聡 君
総務部総務課総務係長	村 上 孝 徳 君

教育委員会委員長	白 戸 仁 康 君
教 育 長	板 東 知 文 君
教 育 部 長	前 田 敏 和 君

選挙管理委員会委員長	後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長	秋 場 勝 義 君

農業委員会会長	佐 藤 博 道 君
農業委員会事務局長	林 忠 男 君

監 査 委 員	扇 谷 均 君
監査事務局長	嵯 峨 和 樹 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長	藤 井 英 昭 君
次 長	中 平 匡 司 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10 番 小関勝教議員

11番 本郷幸治議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員（登壇） 2010年第1回定例会にあたり、大綱4点について、市長、教育長に質問いたします。

3月1日定例会初日に、市政執行方針で市長が取り上げられたブータンの国民総幸福量に関してですが、私なりに感じたことを少し申し述べたいと思います。

結局のところ、幸福を何を基準としてとらえるのかが国家として問われていることになるのではないかと。国民総生産の額が国民の幸福の基準とならないということは、今日の日本を見れば明白なこと。その大局として生まれた考え方が国民総幸福量なんだろうと考えます。

私自身としては、日本共産党の党员として人生を歩んでいこうと考えたわけですから、社会の構成員全体が幸福になる方向を目指すという点では、ブータン王国の国民総幸福量の考え方に一致できることもあります。何分にも今日の日本の政治では、金と政治家に関する問題が多過ぎます。昨年、政治の舞台から下野した自民党、そして新たに政権の座についた民主党、どちらの政党も国民の幸福より、自分の政治活動のための資金づくりのために政治家をしているとしか思えない様相で、これでは国民に信頼される政治の実現は不可能です。改めて政治の向かう方向が問われて

いると感じています。

大綱質問の1点目は、福祉行政についてです。

その1つは、福祉灯油についてです。北海道消費者協会の調べの資料によれば、灯油の価格は、平成16年2月は45円、18年2月は77円、20年2月は98円、本年2月は74円となっています。一時期の高騰からは少し落ち着いていますが、平成16年と比較して見れば、現在の価格は負担増となっています。医療や身の回りのいろいろな品々が値下がりしている中、灯油の負担感は大きいものがあると感じます。新築住宅の中にはオール電化住宅もありますが、美唄市民の多くは暖房に灯油を使用している割合が大きいはずです。今年はしばれるという厳しい寒さもありました。そういった状況の中、本年、美唄市として福祉灯油を実現できた事を大いに評価したいと考えます。そこで、昨年と比較して本年の福祉灯油の申請数や受給状況はどのようなだったのか伺います。

次に、福祉灯油の今後についてですが、受給対象となっていない生活保護世帯への支給についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

福祉行政の2点目は、予防医療についてです。私は最近、子育て関連のインターネット上で「Know VPD」という運動を知りました。初めて知り得た知識ですので、理解はまだまだ浅いものです。VPDとは、ワクチンで防げる病気のことです。日本では毎年、多くの子どもたちがワクチンで予防できるはずのVPDに感染して、重い後遺症に苦しんだり、命を落としています。世界中に数多く

ある感染症の中でワクチンで防げる病気V P Dはわずかです。防げる病気だけでも予防して、大切な子どもの命を守りましょう、というのがこの運動の目的です。

前回の定例会で同僚議員からヒブワクチンへの質問がありましたが、最近、全国各地で自治体独自の助成制度が始まり出したものに、小児用肺炎球菌ワクチンと子宮頸がんワクチンがあります。これらについて、どのような認識を持っているのかをお聞きいたします。

市内の医療機関で接種ができるのか、接種回数や費用などについてもお知らせ願います。

大綱の2点目は、住宅改修について伺います。高齢者が自宅に住み続けられるための住宅改修への助成制度ということで、高齢化が進む中、高齢者への力強い応援となるでしょう。加えて、不況に苦しんでいる市内業者の仕事を増やすということで、業者さんへも応援となることでしょうか。導入当初は利用者数がわずかだったと聞いていますが、その後、利用者増で補正予算を組んだという経緯もありました。利用の実績や改修の種類など、お知らせください。

また、工事への市内業者の参加状況はどのようなになっているのか、どれぐらいの数の業者さんが参加しているのか、お知らせ願います。

大綱の3点目は、道路整備について伺います。

まず初めに、道道砂川奈井江美唄線の進捗状況についてです。この道路は12号線の裏道のような位置に当たっており、信号機も比較的少ないことから、地元住民にとっては利用の機会も多いと思います。この道路の完成日

時はどのようなになっているのでしょうか。

また、この道道砂川奈井江美唄線とつながる和田公園東側の東5条通りの整備ですが、これはどのようなになるのでしょうか。と同時に、この東5条通りと旭通りの交差点付近は、南からの道路と互い違いの交差点で、角にはコンビニエンスストアもあり、実際に私自身がヒヤッとする思いをしたことがあります。市民生活の安全を守る立場から、何らかの方策が必要ではないかと考えますが、お考えをお聞きいたします。

大綱の4点目は、教育行政について教育長にお伺いいたします。

その1つ目は、国民読書年の独自の取り組みについてです。2008年6月6日、衆議院と参議院で国民読書年に関する決議が採択がされ、今年が国民読書年となり、全国で記念行事が行われる予定です。各地の図書館でもいろいろと企画があるようですが、本市ではどのような取り組みを予定しているのでしょうか、お伺いいたします。

教育行政の2点目は、市立図書館についてです。

1つ目は、図書館の利用の状況についてです。過去5年間の利用の状況、利用者数や貸し出し冊数などについてお伺いいたします。

その2つ目は、蔵書へのいたずらなどの迷惑行為についてです。この迷惑行為については、近隣市の図書館において、目に余るような行為の報道もありました。本市の状況がどのようなになっているのか、お伺いいたします。

教育行政の3点目は、郷土史料館についてお伺いいたします。

その1つは、データベース化の進捗状況に

についてです。また、データベース化の資料の種類の数などについてもお伺いいたします。

また、2つ目には、それらの活用ですが、市民の利用ができるのか、市立図書館のように外部から検索をかけてデータが取り出せるようになっているのかどうかについてお伺いいたします。

教育行政の4点目は、歩くスキーについてです。広報メロディーなどでもお知らせしていましたが、スキーアドベンチャーなどのイベントで、歩くスキーを企画しており、持っていない市民の方には貸し出しをしておりますが、これらの用具の管理状況について、どのようになっているのかお聞きいたします。

また、市民への貸し出しについて、お金を取ったりしているのかどうか、その点についてもお伺いいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、福祉行政について、福祉灯油についてであります。市民の皆さんへの周知方法につきましては、市のホームページと広報紙メロディーに掲載したほか、各老人クラブ、母子会などの関係団体や民生児童委員に依頼し、周知を図ったところであります。10月6日から12月18日までの申請期間における申請件数は420件で、前年度の413件に対し7件の増となっております。申請場所につきましては、郵送を含めた市役所での受け付けが389件、臨時申請を実施した南美唄福祉会館での受け付けが22件、東明本町

市街町内会館での受け付けが9件となっております。支給決定世帯数は360件で、昨年度の334件に対し26件の増、非該当となった世帯数は60件で、前年度の79件に対し19件の減であり、非該当の理由は、そのほとんどが所得要件を超えるものとなっております。

生活保護世帯の支給につきましては、生活保護の制度の中で11月から3月まで冬期加算として燃料費が支給されていることから対象にしていないものであり、平成22年度につきましても同様に考えております。

次に、予防医療についてであります。まず、小児用肺炎球菌ワクチンについてであります。肺炎球菌による髄膜炎や肺炎などを予防するワクチンとして、本年2月から国内において接種が可能となったところであります。世界保健機関では、肺炎球菌感染症により、全世界で年間100万人以上の子どもが感染により死亡していることから、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種を優先的に導入するよう、すべての国に勧告してるところであります。ワクチンの接種は、生後2か月から9歳までが対象となっており、接種回数は年齢により異なり、生後2か月から6カ月の乳児は4回、生後7か月から11か月では3回、1歳は2回、2歳以上は1回で、1回当たりの接種費用は1万円程度と承知しております。

次に、子宮頸がんワクチンについてであります。若い女性に増え続ける子宮頸がんを予防するワクチンとして、昨年12月から国内において接種が可能となったところであります。子宮頸がんはヒトパピローマウイルスへの感染を原因とするがんで、日本でも年間

約1万5,000人が発症していると報告されております。性体験のある女性の8割は1度はこのウイルスに感染し、ほとんどの場合免疫力により自然消滅しますが、感染した状態が長い間続くと、子宮頸がんを発症する場合があります。ワクチンの十分な効果を得るためには、3回の接種が必要で、接種の費用は合計5万円程度と承知しております。

市としましては、ワクチン接種により髄膜炎や子宮頸がんなどの予防が図れることから、対象となる多くの方に接していただくことが望ましいと考えております。

なお、現在のところ市内の医療機関では小児用肺炎球菌ワクチンと子宮頸がんワクチンの接種は行っていないと伺っております。

次に、道路整備について、道道砂川奈井江美唄線の進捗状況と、歩道整備についてであります。平成18年度から市道かえで通りと交差する地点から、道道美唄富良野線までの延長約1,450メートルに着手し、このうち市道かえで通りと交差する地点から市道しらかば通りと交差する地点までの約950メートルについては、片側の歩道で平成21年度に完成し、現在の進捗率は事業量ベースで約66%となっており、未整備区間である市道しらかば通りと交差する地点から、道道美唄富良野線までの約500メートルについては、両側に歩道が設置され、平成22年度に完成する予定と伺っております。

次に、東5条通りの整備と安全対策についてであります。東5条通りにつきましては、平成17年度までに道道美唄富良野線から旭通の間、約550メートルについて車道の改良と舗装整備を終えているところであります。

また、道道砂川奈井江美唄線が平成22年度に完成することにより、交通量が増えることも予想されることから、今後、歩行者への安全対策の向上に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、東5条通りと旭通りの交差点の安全対策についてであります。交差点の安全対策として、平成18年に和田公園東側の東5条通りと旭通りの交差点に道路反射鏡を設置したところであります。また、昨年、美唄警察署との協議を踏まえ、旭通りから南側の東5条通り沿いに一時停止の規制標識があることを促す指示標識を設置したところであります。今後、美唄警察署と安全対策の一層の向上に向け、協議してまいりたいと考えております。

なお、住宅改修促進制度の状況について、市内業者の工事参加につきましては、都市整備部長から答弁させていただきます。

私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●都市整備部長山口隆慶君 住宅改修促進制度につきまして、私の方から御答弁いたしたいと思います。

制度の状況についてであります。高齢な方の居住環境の向上を図るため、住宅のバリアフリー化及び断熱、防寒改修を行う場合に、その経費の一部を助成するものであります。助成の対象は、市内に居住する60歳以上の方の住宅の段差解消や、高齢者に対応した浴槽並びに断熱窓の設置などに対し、対象工事費の3分の1以内、限度額を10万円以上、20万円以内とし、工事の請負については、市内の業者となっているところであります。

この制度の活用状況につきましては、平成20年度はバリアフリー改修が2件で、助成額は40万円、平成21年度はバリアフリー改修が22件、断熱・防寒改修が18件、合わせて40件で、助成額は727万8,000円となっております。

次に、市内業者の工事参加についてありますが、建築関係が14社27件、設備関係が2社3件、建具関係が3社10件、合わせて40件、工事費用といたしましては、約3,750万円となっております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、国民読書年に当たり、本市独自の取り組みについてありますが、図書館では5月の子どもの読書週間、11月の秋の読書週間に合わせ、特別展を開催するとともに、ミニコーナーでは、定期的にテーマを変え、本の貸し出し、本の展示を行うほか、国民読書年にちなんだ特設コーナーを設けるなど、子どもや地域の読書活動を推進してまいりたいと考えております。

また、先月、中央小学校において開催したブックフェスティバルでは、PTAの皆さんと、道立図書館のご協力をいただき実現したものであり、多くの子どもたちが、珍しいたくさんの本に触れることができ、読書を通じた楽しいひとときを過ごすことができました。

今後とも、図書館のネットワークを活用しながら、学校やボランティア団体等と連携し、子どもたちが読書に親しめる取り組みを進めるとともに、広報など、あらゆる機会を通し

て国民読書年の周知を図り、読書の楽しさや大切さを伝えてまいりたいと考えております。

次に、市立図書館についてであります。過去5年間の利用状況を申し上げますと、平成16年度では、利用人数が2万9,191名で利用冊数が12万6,788冊、平成17年度では、利用人数が2万6,394名で利用冊数は11万4,941冊、平成18年度では、利用人数が2万6,276名で利用冊数は11万3,194冊、平成19年度では、利用人数が2万5,400名で利用冊数は11万2,301冊、平成20年度では、利用人数が2万5,045名で利用冊数は10万8,371冊となっております。

次に、蔵書へのいたずら書きなど迷惑行為につきましては、利用に支障を来す状態で返却されるという事例はなく、高いモラルを持ってご利用いただいております。

次に、郷土史料館についてありますが、データベース化の進捗状況につきましては、これまで、台帳で管理し、検索や閲覧に時間を要していた資料の効果的利用を図るため、国の緊急雇用創出事業を活用し、収蔵品記録や文書資料3,323点、蔵書台帳2万0,016点、視聴覚資料1,891点の合計7,230点のデータベース化に取り組み、既に作業を終えているところでございます。

また、市民利用につきましては、利用者がインターネット上で直接行う図書館蔵書検索システムと異なり、利用者の申し出により、職員が検索するパソコンシステムであり、資料の検索にこれまでより迅速かつ的確に対応できることから、利用者のサービスの向上が図られるものと考えております。

次に、歩くスキーについてであります、スキー用具につきましては、陸上競技場に歩くスキーコースが整備されたこと、また、スキーハイキングやスキーアドベンチャー等のスキー関連事業をぴぱの湯ゆ〜りん館周辺コースで実施していることから、用具貸し出しがよりスムーズにできるように、パークゴルフ休憩所に保管・管理をしているところがございます。また、スキー用具の貸し出しにつきましては、教育委員会事務局、もしくはゆ〜りん館に申し込みいただき、無料で貸し出しを行っております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 1 番、吉岡文子議員。

●1 番吉岡文子議員 自席から何点かについて、質問させていただきます。

まず、福祉灯油についてですけれども、昨年より受給なされた数が増えているということは、職員の皆さんや地域の皆さんの努力があったからこそその結果だと思っております。受給できる権利のある方は、みんな福祉灯油の活用をされたら本当にいいんじゃないかなというふうに考えております。生活保護世帯の支給を願うという発言は、20年の第1回定例会の質問でも取り上げましたが、そのときも、市長にはにべもなくはねつけられましたし、先ほどの御答弁においても冬期加算があるということでした。しかしながら、生活保護制度上の冬期加算というのは、さっきもありましたように、11月から3月までということで、この北海道で暮らす、特にこの美唄の暮らしの中では、ちょっとではなく、大きなずれがあるというふうに考えています。寒がりの方でしたら9月からもう火を入れ、

または夏の間でも入れてる方もいらっしゃるし、3月どころか、4月、5月まで、やはりストーブで暖をとらなければ寒い日もあるという状況になっています。制度上の冬は冬として、私どもも国に働きかけてもいますし、行政の方でも働きかけていると思いますけれども、加算がつかなくて、寒い気候で、食費を削って灯油代を捻出するというような市民がおられるのであれば、その方に福祉灯油の支給ができないのかというのが私の質問の意向です。生活保護世帯全体というのは難しいと思いますけれども、せめて高齢の方でも寒くて縮こまってるというような状況を少しでも救うためにも、福祉灯油の支給をできないのかというのが質問の趣旨です。他の自治体では、生活保護世帯への支給の例もありますから、市長の判断の1つだと思っておりますけれども、お考えをお聞きしたいと思います。

それから、予防医療についてですけれども、先ほどの市長の御答弁にもありましたように、WHOの勧告にもかかわらず、日本のこのワクチン接種の状況というのは、世界の常識からはるかに外れてるということを重く受けとめざるを得ません。どのように遅れているのかというのは、具体的にはここでは申し上げませんが、是非、市長には、この先程のVPDのホームページを見ていただきたいというふうに考えます。

12月の議会で同僚議員が取り上げたヒブワクチン、また、今回私が質問しました小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンなど、自己負担で接種ということになれば、保護者負担は大きいものがあります。目先の行政の負担を考えれば、公費助成なんて荒唐無

稽だと思われるかもしれませんが、子育て支援策、そして予防することで、将来の医療費の負担を軽減できる、また保護者の間接的に発生する負担も軽減できるということも、ぜひ考慮に入れていただいて、本市でもこれらのワクチンに対して何らかの助成ができないのか、市長の考えをお聞きいたします。

続いて、住宅改修制度ですけれども、不況にあえぐ市内の業者の皆さんに3,000万円以上のお金がおおりということは、大きな成果ではないかなというふうに考えています。私もできるだけ高齢者の方、住み続けられるような住宅改修とかあった場合には、この制度を紹介していきたいというふうに考えます。

道路整備ですけれども、これは、何かあってからでは遅いんですよ。何かある前に、やはりきちんと何か危ないところは手立てを打ってほしい。そのことを是非、行政の方にお願ひしたいと思います。

それから、教育行政についてですけれども、国民読書年の取り組みについてですが、読書することの意義などの、その大きな問題について、改めてこの場でとうとうと申し述べようと思いませんけれども、1つだけ、小学生の学力が世界一と評価されているフィンランドでは、国民の図書館の利用率についても世界一だと調査結果が発表されています。私は、この年に美唄出身で日本を代表する作家の方が何人もいらっしゃいますので、美唄で育つ子どもたちに夢や希望を与えてくれる、そういった先輩の著作の紹介などを、過去にも紹介はされてきたと思いますが、国民読書年という記念すべき年次でもあることですから、ぜひ旺盛に企画していただいて、1人でも多

くの市民の方に図書館を利用するきっかけをつくっていただきたいと思います。教育長のお考えをお聞きいたします。

次に、公立図書館と指定管理者制度についてですが、最近、支庁レベルで指定管理者制度を導入するという報道があります。私は、民間に任せれば何もかもうまくいくという発想には大いに問題があると考えています。特に図書館の運営となれば、指定管理者制度では図書館の継続性、蓄積性を守ることが難しいこと、図書館の自立性、独立性の確保が保障されず、図書館の自由が脅かされること、指定管理者制度の目的が経費削減にあるので、図書館で働く人の一層低賃金化が進行し、不安定雇用を拡大させてしまうことなどが懸念されます。市立図書館への指定管理者制度についての教育長のお考えをお聞きいたします。

同様に、郷土史料館についての指定管理者制度についても教育長のお考えをお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

最初に、福祉灯油につきましては、生活保護世帯につきましては、冬期加算として一定の扶助がされておりますので、福祉灯油事業では支給対象にしていらないということでございますけれども、今ほど他市の事例等も御紹介ありましたので、この辺り、時期的な問題も含めて、この実態等も把握してまいりたいと考えてございます。

2点目の小児用の肺炎球菌ワクチンと子宮頸がんのワクチン、この公費助成についてですが、両ワクチンにつきましては、こ

のほど国内において接種が可能となり、発症予防に大きな期待が寄せられてきておりますが、現時点では任意接種のため高額な接種費用の負担が過大となっております。このため、市としましては、他の市町村の動向を踏まえると共に、ワクチン接種の普及に向けて、接種費用の公費助成について、全道市長会等と連携を図りながら、今後、国に要望してまいりたいと考えております。

3点目の、住宅改修事業でございますけども、市が700万強の助成ということで、工事費は5倍くらいになるわけでございます。これは、市内事業者にとって、本当にいろいろ評価がされる事業でございます。今回予算にも増額計上してございますけども、今後、更に拡大して、市内業者の受注機会が得られるような制度にし、高齢者の方が住みよいまちづくり、というか美唄に長く住んでいただくような、この政策につながるよう努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 吉岡議員の質問にお答えします。

初めに、国民読書年についてであります。これまでも本市出身の作家としましては、後藤竜二氏の児童文学作品展や、講演会、高田三郎氏の絵本の原画展などを開催したところでございます。

本年は特に、国民読書年に当たることから、図書館、児童室などに本市出身の作家の作品展示コーナーを設けるなど、子どもたちが本に関心を持ち、本に親しむことのできる読書活動の推進に取り組んでまいりたいと考えて

ございます。

次に、指定管理者制度についてであります。本市では、平成18年度から公の施設に指定管理者制度を順次導入してきておりますが、指定管理者の基本方針では、公の施設の行政責任の確保に配慮しながら、判断基準に照らし、導入を決定することとしております。このため、図書館、学校など個別の法律により管理者が特定されている施設については、当面、指定管理者制度の対象としないこととしているところでございます。

次に、郷土史料館でございますが、郷土史料館につきましては、現状の施設の運営形態から判断して、指定管理者制度になじまないことから、当面、対象施設としないことと考えているところでございます。

以上です。

●議長内馬場克康君 1番、吉岡文子議員。

●1番吉岡文子議員 予防医療のワクチンについてですけれども、今とても、マスコミとかでも、この先ほどから述べてまいりました子宮頸がんワクチンについて、芸能人の仁科亜季子さんもお自分がこの子宮頸がんを患ったという事で、ワクチンの公費負担についての発言をされているということもありますし、それから、全国的にも各自治体で、先ほど述べましたように、子育て支援などの観点から公費助成が始まってきています。

先ほど、市長も述べられていましたけれども、年間1万5,000人の女性が罹患して3,500の方が亡くなるというふうになっています。ワクチンと検診の二重構えで、この子宮頸がんワクチンは100%予防ができるという病気になったということが言えま

す。幌加内町が、全額助成が今年2月に決定されましたし、新潟県の魚沼市、埼玉県志木市、兵庫県明石市、東京杉並区でも公費助成が開始されています。このワクチンの接種に効果的なのが、性行動を始める前の10代全般とされることから、この年代に子宮頸がんやワクチンの大切さを知らせ、併せて、分別がわかる少女になってるわけですから、学校でも、親子でも、自分の体や性について学び、考える機会ととらえるならば、定例会初日に、教育長の教育行政執行方針がありましたけれども、その中で教育長が発言されていましたが性に関する指導について、より一層効果的な状況になるのではないのでしょうか。本市の財政状況をかながみれば、公費助成が困難というのもうなずけるところですけれども、それならば、なお一層のこと、市長には腰をすえて国や道への声をあげていただきたいと考えます。

命を守りたいと繰り返した鳩山首相に、国としての制度の実現を求める声を、美唄市長として大きくあげていただきたいと思います。

私も市長とは別の角度から声をあげていこうと思っています。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 吉岡議員の質問にお答えします。

子宮頸がんワクチンについてであります。子宮頸がんに対する予防効果は大変大きいものと認識しております。このようなことから、若い世代の女性が子宮頸がんに対する予防意識を高めていただくため、教育委員会とも連携し、正しい知識の普及に努めてまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種の普及には費用負担の軽減措置が不可欠であることから、市としては、今後、接種費用の公費助成につきまして、全道市長会等とも連携を図りながら、国に対して強く要望してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、この子宮頸がんワクチンというのが、非常に、7割から8割の効果があると。このことを踏まえて、今後、この点も国に対して強く要望してまいりたいと考えております。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員（登壇） 平成22年第1回定例会に当たり、大綱3点について市長に質問をいたします。

大綱の1点目は、戸別所得補償制度についてであります。昭和45年から米の生産調整が始まり、平成21年度までの間に国内自給率向上を図るべく、米に変わる小麦、大豆、野菜等々の生産振興が行われてまいりました。この間、生産調整にかかわる政策は、ほぼ3年ごとに政策転換が行われ、農業者は担い手の減少、高齢化が進む中で、規模拡大を図りながら、外国産農産物との競争を行うべく、安全・安心な農産物を提供をしてきました。また、農業所得の減少を、農地集積等々による生産コストの軽減策を図り、経営安定に努めている現状でもあります。

今般の政権交代により、農業政策は戸別所得補償制度へシフトし、平成22年度から実施が予定されている戸別所得補償モデル対策の骨格が固まったとの報道がありました。この制度は、農政の大転換でもあり、多くの農

業者は期待と不安が入り混じる中で、この制度に注目をしています。そこで、この制度に関し5点についてお聞きをいたします。

1つ目は、戸別所得補償制度の目的についてであります。

2つ目は、本制度が目指す方向について。

3つ目は、本制度における自給率向上の考え方について。

4つ目は、本制度の実施に伴う事務量の流れの変化と市のかかわりについて。

5つ目は、今後における市の農業の将来展望、方向性を生産者へどのように指導をしているのか。

大綱2点目は、圃場整備事業であります。本市の基幹産業である農業の振興は重要な課題であります。農業者の高齢化が進む中、農地集積、規模拡大を図る上での担い手農家の育成は、急務の状況下にあります。しかしながら、圃場整備は、約70%が未整備の状況にあります。圃場が小さいために、近年の農作業機械の大型化に対応できず、非効率的な農作業を強いられています。また、用排水分離がなされていないため、排水不良を呈し、転作作物の計画的な輪作体系にも影響があることから、国営による大区画の圃場整備事業が計画をされています。一方、平成20年度から道営圃場整備事業がスタートをいたしました。これらの2つの事業の早期着手、そして完了が待たれるところです。そこでお聞きをいたしますが、1つは、国営農地再編整備事業についてであります。平成22年度の土地改良事業の予算が大幅に減額となり、空知管内長沼町をはじめ、道内各地域では事業計画が遅れるのではないかという報道がありまし

た。本市で計画をされている国営事業、計画では3,000ヘクタール強ですが、少なからず影響が懸念されております。事業計画に対する現状と、今後どのように推進をされているのか。

2つは、道営圃場整備事業であります。本市では、平成21年度から3地区で面事業が実施をされています。そこで、事業実施計画に伴う工事実施済み面積と新年度整備が予定されている面積、当初計画面積の対比及び予算内容についてお聞きをします。

大綱の3点目は、美唄産農産物・特産品を通じた交流であります。美唄市は中標津町と平成18年から美唄歌舞裸祭り、中標津の産業祭り等で相互交流を行っています。美唄の農産物、また特産品が中標津町でどのような評価を受けているのか。一方、中標津町の乳製品が美唄歌舞裸祭りで販売をされていましたが、これらの地元評価はどのように受けとめられているのか。また、今後の交流をどのように深めていこうとしているのか。

さらには、道東、道北等ではお米が生産をされておられません。これらの地域自治体との連携を図ると共に、美唄産米や特産品のPRを図っていくべきではないかなと、このように思いますが、その考え方についてお聞きをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 小関議員の質問にお答えします。

初めに、戸別所得補償制度についてであります。戸別所得補償制度の目的についてであります。国は、意欲のある農業者が農業を

継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、日本の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって、適切かつ十分に発揮されるようにすることを本制度の目的としております。

次に、本制度が目指す方向についてですが、国が自給率の向上を図るためには、日本のすぐれた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要であり、そのためには、米の需要が減少する中で、米以外の作物を増大させることが必要であり、その前提として水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境をつくっていくことが不可欠であると考え、平成23年度の戸別所得補償制度の本格実施に向けて、事業の効果や円滑な事業運営を検討するために、平成22年度において戸別所得補償モデル対策を実施するものであります。

次に、本制度における自給率向上の考え方についてですが、稲作農家は、米だけではなく麦や大豆などの転作作物を水田に作付けしています。一方、畑作でも麦や大豆が作付けされていますが、畑は作付け拡大の余地が余りないために、国は水田をターゲットに、麦、大豆、飼料用・米粉用米の作付け拡大を図ることが自給率向上の鍵と考え、麦、大豆とセットで米に支援を行い、水田農業の担い手の経営安定を通じて、水田を活用して転作作物の増産を図ることとしております。

モデル対策の概要につきましては、水田利活用持久力向上事業では、水田に作付けした麦、大豆のほか、米粉用などの新規需要米などに対して、10アール当たりで最高8万円、農業者へ直接交付されますが、平成22年度

も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、激変緩和措置も講じられることになっております。

また、米戸別所得補償モデル事業では、米の生産数量目標に即して生産を行った農業者に対し、定額部分として10アール当たり1万5,000円が交付され、米の価格が下落した場合には、変動部分が加算されることとなっております。

次に、本制度の実施に伴う事務量の変化と市のかかわりについてですが、農業者への米の生産数量目標配分や、現地確認などの業務はこれまでと基本的には同様で、各農協ごとに設置している地域水田農業推進協議会において実施することになっております。

なお、交付金については、昨年度までは地域水田農業推進協議会が農業者へ交付していましたが、本制度では、地域水田農業推進協議会が現地確認等の結果を国へ報告し、その結果をもとに国から農業者へ直接交付されることとなっております。

市ではこれまでも、農業者に対する説明を農協とともに行ってきたところですが、今後においても、地域水田農業推進協議会と連携して、農業者への本制度の普及と推進に努めてまいりたいと考えております。

美唄市農業の将来展望等についてですが、昨年12月の時点では、市全体で約1億0,100万円の助成額が減少すると試算していましたが、米戸別所得補償モデル事業の定額部分の交付単価が10アール当たり1万5,000円と決まったことから、新年度に実施される戸別所得補償制度で本市へ交付される交付額は、まだ未確定な激変緩和措置

の部分を除いても、約１９億円と試算しており、平成２１年度の産地確立交付金、約１７億８，０００万円と比較し、約１億２，０００万円多く交付されるものと見込んでおります。

本市農業は、米を中心としながら、麦、大豆、野菜などを取り入れた複合経営を確立し、農家経営の安定と所得の向上を図っていくことが重要であると考えております。このため、消費者の皆さんに信頼される安全・安心な農産物づくりを進めるために、農協をはじめ、空知農業改良普及センターなどとの連携を、これまで以上に深めながら、生産技術の向上や基盤整備、土づくりなどを推進し、農業経営の安定や農家所得の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、戸別所得補償制度は、平成２２年度はモデル対策を実施し、平成２３年度から本格実施される予定ですが、今後の国の動向いかんによっては、本市農業に大きな影響を及ぼすものと考えておりますことから、関係団体等とさらに連携を深め、情報の収集などに努めてまいりたいと考えております。

次に、圃場整備事業について、国営農地再編整備事業の現状と今後の取り組みについてであります。現在、事業計画の策定に向け、事業区域や区画形状の確認のほか、仮同意取得の準備を進めております。新年度においても、事業採択に向け調査を継続してまいりますが、土地改良予算の縮減により、平成２２年度着工予定でありました長沼町の南長沼地区が継続調査となったことから、本市を初め他の調査地区や、事業実施地区で事業の円滑な推進等に大きな影響を受けているところで

あります。このような現状を踏まえ、昨日、道内１２地区の関係市町村で構成する北海道国営農地再編整備事業連絡協議会の臨時総会が開催され、事業予算の確保や新規地区の採択に関する今後の対応策と、その活動の展開方向などを確認したところであります。今後とも、北海道国営農地再編整備事業連絡協議会や関係団体などと連携を図り、平成２３年度の事業採択に向け、国に強く要望してまいります。

次に、道営圃場整備事業についてであります。峰岩地区、沼の内地区、中美唄地区の３地区の平成２１年度までの実施済み面積の合計は、１４ヘクタールとなっております。平成２２年度の当初計画では、事業費は３地区合計で１７億２，７７０万円、区画整理面積は１２１ヘクタールを予定しておりましたが、土地改良予算の縮減により、１１億２，９３０万円、８９ヘクタールとなり、当初計画と比べますと、事業費５億９，８４０万円、区画整理面積３２ヘクタールの減となっております。平成２２年度の事業費１１億２，９３０万円の内訳につきましては、峰岩地区３億６，８００万円、沼の内地区３億８，９２０万円、中美唄地区３億７，２１０万円となり、事業内容については、整地、暗渠、用水路・排水路、農道等の区画整理を実施することとしております。

次に、農産物、特産品を通じた交流につきまして、中標津町における美唄の農産物、特産品の評価についてであります。本市と中標津町は、平成１８年度からそれぞれのイベントにおいて農畜産物等を介した相互交流を行ってきており、昨年１０月に開催された中

標津町の「まちなかにぎわい秋の陣・清流物語2009」では、美唄産のお米やとりめし、米粉や米粉お菓子、袋やきそばなどを出品し、そのほとんどが完売したと聞いております。こうした本市の農産物や特産品は、町民の皆さんに高い評価を得ていただいております、また、この交流を通じて、JA中標津の店舗で美唄産米が通年で販売されるなど、その成果もあらわれてきているものと考えております。また、中標津町の乳製品は、8月の歌舞裸祭りにおいて販売され、産地直送ということもあり、その新鮮さから多くの市民が購入しており、本市においても中標津町の乳製品に対する認識が徐々に高まってきているものと考えております。

次に、他自治体への農産物、特産品のPRについてであります。農産物、特産品を通じた中標津町との物産交流をさらに推進していきながら、周辺の市町村、あるいは道北地域の自治体に対する本市の農産物、特産品のPRの方法等につきまして、農協を初め関係団体などと検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 10番、小関勝教議員。
●10番小関勝教議員 一通り答弁をいただきました。自席から何点か伺いたいと思います。

1点目は、戸別所得補償のモデル事業の交付単価についてですけれども、先ほど、答弁の中で自給率向上と、この観点の答弁の中でもありましたけれども、この交付単価についてですけれども、定額部分、これが10アール当たり1万5,000円と、さらには変動部分

の2階建てになっているということです。このうちの定額分ですけれども、販売価格が標準的な販売価格を下回った場合と、このようになります。この標準販売価格、これ10アール当たりの販売額の算定は、これは全国平均で考えるのか、または都道府県別になるのか。それと、もう一方の交付対象面積なんですけれども、一律10アール控除すると、このようになります。この交付対象面積の主食用米の作付面積から、一律10アール控除して算定すると、このようなふうになっておりますけれども、これらの内容について、どのような形で行われようとしているのか。

このモデル事業については、今の当初予算では3,371億ほど見ているわけですが、この取り組み、全国平均値なのか、さらには、10%控除するというのはどういうことなのか、これについてひとつお聞きをしたいと思います。

2つ目は、道営圃場整備で新年度の実施予定面積89ヘクタール、これは、計画面積121ヘクタールに対して、このようになると答弁をされておりました。そうすると、農業者、昨年秋の時点で121ヘクタールが事業に組み込まれると、こう認識をしていたと思うんですよ。それが事業実施面積の、これでいきますと、約26%対象外になるというわけです。この対象外となった農地、これが、新年度予定されている水田利活用の持久力向上事業、従来でいう転作なんですけれども、この事業の対象になるのか、特に、春まき小麦については、昨年秋、すなわち播種前契約ということで、前年度の秋までに契約をしなければならぬと。作付けができないよと、

このようにも言われているわけです。仮に、契約をしていないで作付けをしても、この持久力向上事業で交付される麦10アール当たりですけれども、3万5,000円の対象にならないというふうにも聞いています。この事業の内容と、新年度で圃場整備事業が行われない受益者に対して、美唄市としてどのような対応をとっていかうとしているのか、このことについてお聞きをしたいと思います。

3点目、中標津との交流ですけれども、現在、美唄産が交流を機に年間を通じて販売されているという評価をいただいているということです。さらに、これらにつきましても、交流を深める、今後もっと深めていくという事を考えますと、学校の米飯給食、これらにも取り組んでもらったらどうかと、こんな思いもしておりますし、また、美唄でも中標津産の特産である牛乳、これを学校給食にも取り入れて見てはどうかと、そういう相互交流を、お互いの特産品、または、農産物の交流をさらに深めていくことによって、どんどんとお互いのそういう物が消費が増えていく。あくまでも美唄の中で地産地消も当然進めていかなければなりませんけれども、今後はもっと、農産物を幅広くそれぞれの自治体の中で取り組んでいく、そういうことが必要じゃないかなというふうに思っております。それで、この中標津で今現在、米飯給食で年間どれぐらいお米が消費されているのか、また美唄で給食の時に牛乳がどれぐらい使用されているのか、これらについて、併せてお聞きをしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 小関議員の質問にお答え

します。

初めに、米戸別所得補償モデル事業の変動部分の単価についてであります。当該年産の米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を変動分として交付することとなっております。その交付単価は、仮に平成20年産米の販売価格が低下した場合、平成18年から20年産米の全銘柄平均の総体価格より求めた標準的な販売価格と、新米の出回りから翌年1月までの全銘柄平均の総体価格の総額を10アール当りに換算した金額となります。この変動単価は、全国一律で生産目標水準に即して生産した販売農家の作付面積に応じて交付されると聞いております。

次に、交付対象面積から一律10アールを控除する理由についてですが、作付面積のうち10アール以下の部分は、自家飯米や縁故米に供されるものとみなして、一律10アールを控除することになっているものであります。

次に、道営圃場整備事業についてですが、平成22年度の事業対象外となった農地が、水田であれば水田利活用持久力向上事業の交付対象となりますが、実需者との出荷契約等がないものは対象外となるため、契約時期を終えた春まき小麦に対しては、交付されません。このため、圃場整備事業の対象外となった圃場については、大豆などの作付けを農協等と連携を図りながら指導してまいりたいと考えております。また、次年度以降も同様のケースが予想されることから、国の動向を的確に把握し、関係機関・団体と連携しながら、受益農家の営農に支障が生じないよ

う、その対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校給食についてであります。中標津町の米飯給食における年間の消費量は、約27トンで、使用している米は旭川地域のものと伺っております。また、本市の学校給食における牛乳の消費量は、平成20年度で約7万8,000リットル、200CCのパックで申し上げますと、約39万パックを使用しております。学校給食において、それぞれの特産である米や牛乳を取り入れる事は、両地域の交流がさらに充実したものとなると思われませんが、現在のところ契約先とのかかわりや、価格面など、諸課題がある事から、関係機関との調整など、今後、中標津町と協議・検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 10番、小関勝教議員。

●10番小関勝教議員 モデル事業の関係なんですけれども、先程も2段階の部分の答弁がありました。ただ、一番心配するのは、これらについて全国平均だと、こういうふうに答弁されておりましたけれども、果たして全国平均が北海道、美唄市においても実際のお米の中でいいのかなと、こんな気もしています。というのは、府県産米から見ると、道産米というのは販売価格が低いと、こういうことも、約2,000円近い価格差があるわけです。それを全国平均一律にした場合の、その部分で果たして下回った部分の中についてくれば、これは道産米には好影響がでるのかなと、こんな思いもしていますけれども、今全国平均でやられるということは、すべてが、下落した部分、高い部分であっても低い部分

があっても、同様の扱いだとなると、逆に価格が下がった場合に、これらについては、北海道産米というのは、ちょっと差が縮まってしまうのかなと、こんなふうに、答弁の中で聞いておりました。いずれにいたしましても、今後、この1年間でモデル期間ということで、23年から正式な戸別所得補償制度がスタートをするということです。当然、8月には23年度に向けた予算編成に入っていく、その中で、先程の圃場整備じゃありませんけれども、12月に骨格が決まると。こういう状況の中に持っていくと、この麦の作付けについても、また1つの影響が出るのかなと、こんな懸念も実はしています。これらにつきましては、まだ詳細的なものが出ていないということでもありますので、できるだけ北海道、または美唄市において、農業所得がしっかりと確保できるような、そして予算編成の中での落ちこぼれ部分をしっかりと農業所得につながるような、そういう施策を道・国に向かってしっかりと要望していただきたい。このことをお願いして質問を終わります。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員（登壇） 平成22年第1回定例会において、大綱2点について市長にお伺いいたします。

大綱の1点目は、地域経済についてであります。

その1つ目は、第6期美唄市総合計画における地域経済計画についてであります。我が国の経済状況は、国内需要は依然弱いものの、輸出の増加とあわせて生産も持ち直すなど、下げ止まりに向けた動きが見られると言われ

ておりますが、政権交代による政策の方向が不透明など、不安要素を抱えたまま推移しているとも言えます。また、道内景気は、個人消費は横ばいで推移している中、失業率が高い水準で保つなど、特に雇用情勢は厳しい状況が続いていると考えます。

このような中、当市においては、昨年の農作物の不作や、依然として消費の冷え込みが続き、中心市街地の疲弊や、少子高齢化が加速する中、人口の減少の一途をたどっており、あらゆる業種、業態に影響を及ぼし、極めて厳しい経済状況にあると言わざるを得ません。そこで、平成22年度をもって終了する第5期美唄市総合計画においては、豊かで活力ある産業が広がるまちづくりを基本としながら、地域産業の振興の推進にさまざまな事業を通じ、努められてこられましたが、今までの課題や問題点をどのような形で整理され、現在策定中であり第6期美唄市総合計画に反映されようとしているのか、お伺いいたします。

その2つ目は、地域の特性を生かした経済対策についてであります。経済の発展には、国の大胆な政策が必要であります。地域独自の活性化により、景気を回復させる施策も並行して考えなければなりません。これからは市内住民を対象とした市内消費による活性化には限界もあることから、市外からの消費者を呼び込み、消費拡大を推進することも必要になってくると考えます。そのために、地域資源を生かした魅力的な観光対策が不可欠と考えますが、観光がもたらす経済振興の当市における考え方をお伺いいたします。

次に、美唄市が豪雪地帯という地域性をい

かした推進事業であります。大規模冷温食糧備蓄基地誘致について、お伺いいたします。長年、商工会議所や農業を初めとする関係団体と議論を重ね、施設が地域でもたらず経済の振興や活性化などといった必要性を共通認識しながら、誘致活動を推進して来たことは承知しているところでございますが、他市町村における雪氷エネルギー利活用の研究の活発化や、国の政権交代の影響によって、方向が不透明な状況にあることから、取り組みに先駆的な当市においては、実現に向けての誘致活動をさらに加速することが必要と考えます。市長の御見解をお伺いいたします。

次に、本市における移住・定住の推進について、お伺いいたします。本市における人口の減少は深刻な問題であり、地域経済の発展とは密接に関係し、業者にとっては死活問題になっていることから、本市における人口対策は急務であります。このことは、他の自治体にも共通する課題であり、対策に苦慮しているところが大半を占めていると認識しております。しかしながら、市有地の安価提供や、税金の優遇措置、生活環境の改善など、特色ある独自の政策により、移住・定住を推進し、結果、人口増に転じている自治体も少なくないと承知しております。就労や日常生活の利便性といった課題もあることから、人口増が地域経済の活性化に直結するとは考えにくい点もございますが、このことは、少なからず地域の疲弊の解消に向かい、地域に対する希望もわいてくると考えます。そこで、当市における移住・定住の推進について、今までにおける事業の検証と、課題の解決に向けた今後の取り組みについて、お伺いいたします。

その3つ目は、農商工連携についてであります。農商工連携とは、農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品、新サービスの開発などに取り組むことであり、平成20年7月に農商工等連携推進法が施行され、取り組もうとする事業者の方々の事業計画を国が認定し、認定された計画に基づいて事業を実施する方々を各種支援策でサポートするもので、農林水産省と経済産業省が共同で支援しております。既に、全国では地域特産品の販売するインターネットサイトの立ち上げによる販路の開拓支援や、商店街の空き店舗を活用した地元農林水産物のアンテナショップを設置・運営する事業への補助金など、さまざまな施策を実施していると承知しております。そこで、本市における農商工連携の考え方について何点かお尋ねします。

まず初めに、商品やサービスの販売利益を長期的に安定・拡大させるためのブランドの確立について伺います。ブランド化によって、指名買いするユーザーの獲得が可能になりますが、そのためには、他とは異なる魅力や容易にまねされない商品といった、価値の厳選が必要と言われております。美唄市にはおいしく安心して安全な農作物がたくさんあることから、ブランド化を推進することで特色のある商品の開発や販売がさらに加速し、地域の活性化が図られると考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、関係団体とのネットワーク化についてであります。農商工連携で欠かせないのは、生産者から販売者まで多くの関係者が目的意識や情報を共有することです。消費者

ニーズの把握や景気動向といった事由の検証や、持続可能な経営力を身につけ、人材、資金、生産資源、技術、ノウハウなどといった経営資源の質と量を充実させるためにも、多面的な角度からのネットワークの構築が必要であると考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、地域ICT利活用モデル推進事業についてであります。美唄市の情報をタイムリーに提供し、美唄ファンを増やす事で、地域の活性化を図る地域ICT利活用モデル推進事業は、国からの支援が終了し、今年度より独自の事業展開を図ることとなりました。3年間の実証を振り返り、その結果からどのような成果や課題があったのか。また、その継承を踏まえ、今後どのように事業展開をされようとしているのか、お伺いいたします。

その4つ目は、中心市街地活性化についてであります。中心市街地活性化については、以前にも一般質問で取り上げさせていただき、確立に向けた取り組みの現状や方向性を御答弁いただきました。他市町村の取り組みに目を向けると、平成21年5月に、内閣府は、市街地の整備改善、都市福利施設の整備、まちなか居住の推進、商業の活性化や公共交通機関の活性化などの一体的な推進など、146の認定事例を公表しており、その中には、岩見沢、砂川、滝川といった空知管内の事例も含まれております。1998年まちづくり3法の制定により、中心市街地活性化の支援策が強化され、本市も早くから取り組んできた経緯もあります。美唄市として、推進に当たり、取り組みに参加されているわけですが、関係団体ではどのような協議がなされている

のか、現状をお聞かせください。また、現在抱えている課題や今後の予定と方向性や展望についても伺いたします。

その5つ目は、人的資源の発掘と人材育成についてであります。地域で長く企業を経営していると、企業経営のための研修会などに多くの参加をする機会があり、その中で、「人は宝」という言葉をよく耳にします。これは、人材が会社の繁栄を築き、会社への貢献と社員の幸せにつながるという理念であります。人材の発掘と育成は、地域の活性化をつかさどる重要な営業、経営戦略であるという観点から、何点かご質問させていただきます。

まず初めに、観光大使の設置についてありますが、その地域の関心をもって行動を起こしていただくために、地域の魅力を対内的、対外的に情報を提供することが必要と考えます。ネットや広報誌は、広域で瞬時に提供できるツールとしては有効ですが、人に物を伝えるためには、体面で心の通ったコミュニケーションをとることが、最も説得力があり、重要な情報提供の方法だと考えます。そこで、美唄市の魅力を細かく提供できる専門員の必要性は過去にも御答弁をいただいて認識しておりますが、今後に向けた展開として、庁内外の公募によって専門員を採用し、権限と予算を担保してあげる事で、やる気と責任が育まれ、積極的に事業を進めることができると思いますが、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、永年勤続従業員表彰についてありますが、商工会議所では、長くその企業の職務について、勤務内容も優秀な人材に対し、勤続年数に応じ表彰する制度がございます。

人を褒めるという行為は、日常生活の中においても相手に対して敬意を表する、極めて人間的な行為と考えます。永年、地域経済の原動力として貢献してきた市民に対し、美唄の誇りとして表彰する事は、「人は宝」の観点からも最も重要なことではないでしょうか。ぜひ実現に向けて、関係団体ともご協議をいただきたいと考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、経営教育についてありますが、経営感覚に優れた担い手の確保・育成は、将来の地域経済の動向に大きく影響を及ぼすものと考えます。子どもの頃から企業や商売の楽しさに触れることで、仕事に対する苦労やお金や物に対する認識が育まれると考えます。また、企業支援、インキュベーター事業の確立は、構造変化によって多様化する社会ニーズに合わせた企業興しを推進することにつながり、将来の雇用を生み出すことになります。そこで、関係団体と連携を図りながら、市街の空き店舗や空き地を活用し、子どもマルシェや田舎の子ども仕事館などといったチャレンジショップを開催し、世代間交流などの展開を考えてみることも重要と考えますが、御見解をお伺いいたします。

次に、障がい者雇用についてお伺いいたします。美唄市には何らかの理由で就業ができない市民もたくさんおられ、特に障がいを持つ市民は、就職先も限定され、将来に希望が持てない方も少なくないと聞いております。国は、障がい者の就労威力は近年急速な高まりを受け、障がい者が就業を通じ誇りを持って自立した生活を送ることができるよう、障がい者雇用対策を進めております。具体的に

は、障がい者の雇用の対策として、企業に対し雇用する労働者の1.8%に相当する障がい者を雇用することを義務付けております障がい者雇用率制度があります。また、これに満たさない企業からは、納付金を聴取しており、雇用義務数より多くの障がい者を雇用している企業に対し調整金を払ったり、障がい者を雇用するために必要な施設設備費等に助成をしたりしております。加えて、障がい者本人に対し、障がい者就業訓練や、職業紹介、職場適応援助者等の就業リハビリテーションを実施し、それぞれの障がい特性に応じたきめ細かな支援がなされるよう配慮されております。そこで、国や道の施策が円滑に実施されるためにも、各自治体として、役割もさらに重要になってきていることから、美唄市としての障がい者雇用に対する考え方と、現状の支援策をお伺いいたします。

大綱の2点目は、行財政改革についてであります。

その1つ目は、職員の研修についてお伺いいたします。市職員においては、日ごろよりそれぞれの所管において市長のリーダーシップの下、信頼される行政の遂行に御尽力いただいていることは大変評価するところですが、一方では、市民からは、市職員の意識や行動、市役所内の制度に対して厳しい指摘もあることも事実であります。市の職員は、地方分権の進展に対応した質の高い行政サービスを効率的かつ安定的に提供することが求められていると共に、厳しい行財政運営に対応できる施策形成能力が求められ、その実現のために人材育成の研修は大変重要なことと考えます。そこで、当市における研修制度について、ど

のような効果がもたらされているものと認識されているのか、また、現行の研修制度での問題や課題はないのか、お伺いいたします。

次に、研修制度では民間感覚を養うために、庁外研修として実践を通じた美唄市独自のプログラムも必要と考えますが、民間への派遣研修の活用について御見解をお伺いいたします。

次に、人事交流についてであります。美唄市は現在、副市長を初め、数名の職員が北海道庁と人事交流を行っているわけですが、この交流制度の根拠と交流によってどのようなメリットがあるのか、その辺の御認識をお伺いいたします。また、交流人事で培った経験や知識を最大限生かし、市民サービスに反映させるためにも、今後さらに継続をし、活用する必要があるかと考えますが、御見解をお伺いいたします。

その2つ目は、事務執行体制の改善についてお伺いいたします。道営住宅建設用地の道への売却の問題による1億円の歳入欠陥の発生、法面保護土設置工事の入札における業者の辞退、予算の減額及び再提案、最終処分場の委託料の補正などを見ると、予算請求段階での要所額の見積もり、予算査定、起工手続など、事務執行システム全般にわたり改善が必要であり、また、節目節目でチェック機能が働くようにすることも重要かと考えます。そこで、事務執行体制の改善に向けて何点かお伺いいたします。

まず初めに、事務執行体制の改善方向などについてお伺いいたします。市長は、体制の改善について今年の2月の臨時会において、同僚議員の質問に対し、事務の適正化に向け

て職員の指導に努めており、今後とも、適正な事務執行体制の早期確立に向け、全力を挙げて取り組んでまいると答弁されておりますが、現行の事務執行体制のどこに課題があり、それをどのように改善していこうとしているのか、基本的な考えをお伺いいたします。

次に、予算請求や査定のあり方についてお伺いいたします。法面保護土設置工事については、昨年の7月の臨時会で1,000万円の予算を議決いたしました。結果として入札の辞退があり、一たん事業を取りやめ、2月の臨時会で1,900万円の予算案が提案された経緯がございます。また、最終処分場の委託料については、2000年度予算が7,237万3,000円に対し、平成21年度予算は6,386万1,000円となっております。結果として不足分の1,148万5,000円を2月の臨時会で補正することになりました。これらの一連の動きを見ると、予算査定において法面保護等の工事については、工法まで確認し、また、最終処分場の委託料についても20年度に比べ21年度予算請求が減額になっている点を、関係部局間で十分にチェックさえしていれば、こうした問題を避けられたことができたのではないかと考えます。この点においては、参考資料として議会に提出されている予算資料において、趣旨・目的・事業の実施体系と内容などについては記載はございますが、事業の必要性や前年度予算の記載がないことから、かいま見ることができます。今回の件を教訓として、予算請求や査定のあり方について要求書の様式の見直しも含め、抜本的に見直しを行うことにより、単に事務の適正実施にとどまらず、

予算請求から査定を通じ、政策論議が活発し、予算の効率的な執行につながるものと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

以上で、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 高橋議員の質問にお答えします。

初めに、地域経済について、地域産業計画についてであります。昨年12月、本市が実施した経営設備動向調査では、前年比較で売上高が減少したと回答した業種で一番多かったのは、飲食・宿泊業で7社すべてが減少、次いで、サービス業10社のうち75%、卸小売業49社のうち70%、運輸業13社のうち62%、製造業32社のうち53%、建設業37社のうち43%、また、全体では180社のうち59%減少と回答しており、調査結果を見ると、本市の経済状況については長引く景気の低迷などにより、大変厳しい状況にあると受け止めております。また、経済団体や事業者の方のお話などを総合的に勘案すると、小売業は売り上げが減少し、工業も出荷額が緩やかに減少する傾向にあり、中心市街地のにぎわいの創出や公共事業が縮減する中であって、建設業の新分野進出などのさまざまな機会の確保を図ること、また、農業を核として加工食品の製造など地域資源を有効に活用した事業化が求められていること。観光については、地域資源を結びつけ、より魅力ある観光企画商品づくりを進めること。また、少子高齢化に対応した住宅改修や、宅配サービスなどのコミュニティビジネスなど、新しい産業興しを進めることなど、さまざま

な課題があるものと認識してるところであります。こうした中で、地域産業の発展を図っていくためには、それぞれの課題の解決に向け、産業間や産学官の連携を強め、事業者が有するノウハウの結びつきを図ると共に、公設試験研究機関との共同研究などを通して新たな製品やサービスの開発、さらにはコミュニティビジネスなどの起業化などを促進し、時代の変化で地域経済がたくましく展開していけるよう努め、環境の整備を図ることが何よりも大切と考えているところでもあります。このため、商工会議所を初めとする関係団体や、事業者などからなる検討委員会を新たに設置し、幅広い視点から地域産業の抱える課題に対応した推進方策などの検討を行い、第6期総合計画との整合性にも留意しながら、平成22年度中に地域産業計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、地域観光による経済振興についてありますが、地域経済を活性化するためには、交流の促進を図ることも必要であり、本市のあらゆる地域資源を活用したさまざまな交流の可能性を具体化するため、昨年から地域の魅力まるごとブランド化推進事業を実施しているところでもあります。本市の平成21年度上半期の観光客入込数は、約23万5,000人で、対前年10.6%増加しており、これはアルテピアッツァ美唄や炭鉱施設などの入込数が伸びたことや、アンテナショップが美唄の新たな魅力に加わったことが要因と考えております。最近の観光は、従来型の見る観光から体験学習観光、テーマ別観光、グリーン・ツーリズムやヘルス・ツーリズムなど、さまざまなニーズに対応するメニューを用意

することが必要とされています。

このような中で、地域の魅力まるごとブランド化推進事業では、農業や炭鉱遺産をテーマに、癒しやゆっくりとした時間を美唄で過ごしてもらうための観光企画商品化に向けて、日帰り1泊2日のモニターツアーを実施し、事業化の可能性を検証したところでもあります。モニターツアーの参加者からは、総じて「参加してよかった。」などの評価をいただいたものの、「地元の人たちとの意見交換が欲しかった。」「アンテナショップでは農業を売りにしているのであれば、量や質の向上を。」「美唄銘菓はおいしいが、パッケージデザインに工夫が必要。」など、貴重な意見をいただいたところでもあります。

市としては、これらの意見を踏まえ、平成22年度には観光事業者と連携し、魅力ある観光企画商品の開発に生かすとともに、開発した商品を首都圏などにおいて、旅行エージェントを対象にプロモーション活動を展開しながら交流人口の増加を図り、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、大規模冷温食糧備蓄基地の誘致についてありますが、平成11年に市が策定した美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想の実現に向け、市や商工会議所、農協などの関係団体で組織する美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想推進協議会を設け、本市や石狩市、苫小牧市、沼田町や経済団体、事業者などが加盟する北海道大規模長期食糧備蓄基地構想推進協議会と連携を図りながら、国や道などに対して、食糧備蓄基地の空知団地への立地について要望活動を行ってきたところでもあります。

本市においては、美唄自然エネルギー研究

会が雪エネルギーの調査研究を行ってきており、その成果を踏まえ、現在市内には9カ所の雪冷房システムが導入されております。このように、既に雪エネルギーを活用した食糧の貯蔵技術が確立されていること。また、備蓄する米の確保が容易なことや良好な交通条件、安価で広大な工業団地など、備蓄基地を立地する優位性があり、さらには食糧の安全保障や自然エネルギーの有効活用を図ることにより、地球温暖化対策への貢献など、これからの我が国の経済発展に向けて先導的な役割を果たしていけるものと考えており、今後も国や道の情報収集に努め、商工会議所などの関係団体と連携を図りながら、食糧備蓄基地の誘致活動を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、移住・定住の推進についてですが、これまで本市では、平成19年度に美唄市移住・定住推進協議会を設置し、民間のさまざまな業種の皆さんと協議を重ねながら、具体的な活動を行うと共に、平成20年度には北海道移住促進協議会に加入し、道と連携した取り組みを進めてまいりました。具体的には道を通じた移住情報の発信や、市内での移住体験ツアーの企画及び実施、アパート・マンションを活用した短期滞在の受け入れ、不動産情報の収集・発信などを行ってきたところであります。これまでの実績としては、本年度1名の方が定住されたほか、短期滞在では、平成20年度に5組、延べ21人、本年度は4組、延べ260人の受け入れをしています。短期滞在をした方に対して市が行ったアンケート調査の結果では、「すぐに定住を考えてはいないが、夏の期間北海道に住む

ことには関心があるので、季節移住のような形でまた北海道を訪れたい。」という回答が多く寄せられたところであります。今後の方向といたしましては、このような結果を踏まえ、グリーン・ツーリズムとの連携などにも留意しながら、移住を希望される方のさまざまなニーズに対応できる受け入れ体制の充実や、インターネットなどを活用したきめ細かな情報発信を基本に一人でも多くの方に美唄を訪れてもらい、定住につながるよう継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農商工連携による特産品のブランド化についてであります。本市には、米やアスパラ、ハスカップなど、数多くの特産品がありますが、それらに美唄の地名やマミーちゃんなどの愛称をつけることにより、付加価値向上を目指すことや、市民が美唄に住むことに誇りを持ち、満足度を高め、美唄のよさを積極的にPRしていただけるよう、努めていく必要があると考えているところであります。

また、ブランド化にはオリジナリティーが必要であり、例えば、本市のハスカップは生産量が日本一であることから、ハスカップといえは美唄を思い描いてもらえるような、オンリーワン制を明確にすることが、ブランド力を高め、地域の活性化につながっていくものと考えております。また、ブランド化に向けては、推進主体づくりも大切であると考えており、地域の魅力まろごとブランド化検討委員会の皆さんには、ブランド認証を行う対象や基準の考え方などの提言をいただくこととなっております。

次に、関係団体とのネットワーク化につい

てであります。生産者、加工業者、試験研究機関、関係団体などが連携して協力し合う関係を築くことにより、新たな加工品の開発や特産品等の販路拡大などが図られ、本市の活性化につながるものと考えております。市ではこれまでも、農業者や事業者、関係団体と連携してハスカップや米粉などを活用した加工品の開発などに加え、地場産品アンテナショップを開設して、農商工が連携する機会を設けてきたところでありますが、農商工が密接に結びつくことはまちづくりを効果的に推進していく上で重要であると考えておりますので、今後とも、このような取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、地域ICT利活用モデル構築事業の主な成果についてであります。農産物や特産品、観光資源などの地域資源情報の発信と会員同士の交流を促進するポータルサイトPIPAを立ち上げ、このサイトにネット販売システムを構築して、ネット上で本市の農産物や特産品を販売できたほか、農産物、特産品販売管理システムにより直売所での販売・発注管理や、顔が見える生産者情報の発信ができるようになった事などがあげられます。また、各種システムの構築・運用に取り組む中で、事業者、農業者、関係団体等とのネットワーク化が図られ、グリーン・ツーリズム研究会とアルテピアッツァ美唄との連携による都市と農村との交流活動にも発展し、こうした取り組みをポータルサイトで発信することにより、美唄市の魅力づくりにつながったことなど、ネット上の情報発信、交流にとどまらず、地域の活性化に向けたさまざまな取り組みに発展していった事も大きな成果と考

えております。

なお、市内のインターネット普及率の低迷などにより、当初の想定よりポータルサイトが市民に浸透していない状況にあることから、今後はポータルサイトの利活用の促進と活性化に向けて、関係者による推進組織を設置し、この3年間で構築したシステムを本市の活性化にさまざまな形で活用してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地活性化についてですが、市街地の衰退、空洞化が進んでいる本市にとって、まちの機能集積や商業の活性化などで中心市街地の振興を図ることはまちの暮らしににぎわいを創出し、地域を活性化する上で大変重要なことと認識しております。平成18年11月に商工会議所が設置した中心市街地活性化協議会設立準備委員会に市も参画し、これまで高齢化社会に対応した時速3キロメートルのまちづくりをスローガンに、まちなか商い、まちなか居住など、6つの柱を中心に具体的に中心市街地の活性化に向けて議論を重ねてきたところであります。準備委員会では、これまで検討してきた再編計画案の事業性について検証を行った結果、ソフト事業を中心とした取り組みを優先し、ハード事業についてはソフト事業の成果を踏まえ、投資効果や将来の採算性などを十分見きわめながら、検討を進める方針が示されたところ

です。

市といたしましては、こうした検討経過を踏まえ、中心市街地におけるにぎわいの創出を図るため、昨年7月にまちなか交流広場を、11月にコア美唄の空きスペースを活用し、市民ふれあいサロンを開設するなど、中心市

街地の活性化に向けた取り組みに努めてきているところであります。また、旧市営中央駐車場跡地に子育て支援やシルバーハウジングを含め、39戸の道営住宅の整備が予定されており、地域間の交流の促進が期待されており、中心市街地のにぎわいの創出に寄与するものと考えております。このような中で、中心市街地のスペースを活用した事業化などの動きが具体化しつつあると承知しているところでございます。

市としましては、これまでの取り組みや新たな動きを踏まえ、中心市街地の活性化を図っていくため、商工会議所、事業者が連携し、広場やふれあいサロンの有効活用や、魅力あるイベントの実施など、中心市街地の活性化に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、観光大使についてであります。本市のさまざまな魅力を幅広く伝えていくためには、パンフレットやポータルサイトなどツールを活用すると共に、人と人との触れ合いや交流を通じて、きめ細かく情報提供することも大切なことであると考えております。

本市では、平成19年度、20年度に炭鉱の記憶を語り継ぐ再生塾の方がバスツアーのガイドを担当し、体験を交えて案内を行ったところであります。また、先日行った1泊2日のモニターツアーでは、NPOアルテピアッツァ美唄のスタッフが炭鉱遺産の案内をしましたが、当時の様子を詳しく案内したことにより、参加者から感動の声が上がっていたところでもあります。本市には炭鉱の記憶を語り継ごうと研修会などを実施してるところもあり、そのような自発的な動きに対して、

今後とも支援していきたいと考えております。

本市の地域資源は観光資源だけではなく、農産物から特産品まで数多くあり、個々の地域資源に熟知した人材を発掘し、連携を図りながら本市のさまざまな魅力を積極的に発信してまいりたいと考えているところであります。

次に、永年勤続従業員表彰についてですが、永年勤続された方をたたえることは、受章者が意欲を持って仕事をする上で大きな励みになり、また、働きやすい職場環境の整備につながるものと考えております。私もこれまで表彰式において、表彰された方に対し功績をたたえ、お祝いしてきたところです。

市としましては、これまで市政功労者の表彰は行ってきておりますが、永年勤続従業員表彰については、他市の状況などを参考に今後検討してまいりたいと考えております。

次に、チャレンジショップについてですが、平成19年度にはコア美唄の空きスペースを活用して、中央小学校、東小学校の児童が、20年度には峰延小学校の児童がふるさと峰延夏祭りに合わせて、チャレンジショップを行ったところであります。これらはいずれも子どもたちが主体となって仕入れから販売までの体験を通して、ものを作り売ることの大変さや、喜びなどを体験することができ、子どもたちにとって得るものが大きかったと聞いております。子どもたちのころにさまざまな経験を積み重ねることは、児童の健全育成を図る上で大切なことと考えており、今後、空き店舗等を活用したチャレンジショップについては、教育委員会との連携を図り、実施に向け努めてまいりたいと考えております。

また、産業間のノウハウの融合や産学官による研究開発による新製品や販路拡大など、産業の新たな展開を促進するインキュベーター事業への取り組みについては、昨年11月に新たな事業展開に向けた中小企業施策等説明相談会を、北海道経済産業局、北海道労働局、北海道保健福祉部の協力により開催し、出席した事業者からは好評をいただいておりますので、今後もこうした取り組みを継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、障がい者雇用対策についてであります。障がい者の自立を促す上で雇用対策は重要であることから、新年度予算において道の緊急雇用創出事業補助を活用し、駅周辺環境美化事業を実施することとしているところであります。また、障がい者の雇用対策を進めていく上では、国や道はもとより、障がい者施設、企業との連携を図り、昨年、市が実施した障がい者自立支援職業訓練事業の成果を踏まえ、障がい者の状況に応じ、訓練からトライアル雇用などを通して正式な就労に結びつくよう、きめ細かな対応が必要と考えており、今後も企業や障がい者施設の協力を得ながら、障がい者の雇用対策を促進する仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、行財政改革について、職員研修についてであります。市では社会情勢の変化や本市のさまざまな政策課題に柔軟に対応し、政策能力を高めるため、毎年度、職員研修計画を策定し、職員の持つ可能性や能力を最大限引き出すことができる効果的な人材育成に取り組んできているところであります。研修内容としましては、平成21年度は日常業務

における職場研修のほか、職場外研修として、北海道市町村職員研修センターを中心に専門的な法律の理解や実務力の向上のための一般研修や専門実務研修、プレゼンテーションや問題解決能力の向上のための能力開発研修など、10種類の研修に延べ224人が受講しております。こうした研修を通じ、職員の専門的な知識や課題解決能力、事務の管理能力等の向上に努めているところであります。

今後、地方分権が一層進む中、職員に求められる能力は多様化、高度化し、人材育成はますます重要と認識しており、これまで実施している研修制度も含め、効果的な研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、民間への派遣研修の活用についてであります。新規に採用した職員には公務員としての基本的な研修のほか、民間企業を視察するなどの研修を実施しております。民間への派遣研修は、民間の視点やコスト意識の向上などにつながる有効な手段と考えており、今後は、大学との連携事業などを活用し、民間的発想や民間の経営手法などを学ぶ内容を取り入れるなど、効果的な研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、人事交流の活用についてであります。北海道で定める道と市町村等との職員交流要綱に基づき実施しているところであり、現在、道から市に4人、市から道へは3人が派遣となっております。こうした人事交流により、専門性の向上や指導力、管理能力の向上、さらには意識改革が図られるとともに、道との政策連携が強化されるなど、市に取りまして大きなメリットになっているものと考えております。今後もこうした効果を生かす

ためにも人事交流を継続してまいりたいと考えております。

次に、事務執行体制の改善についてですが、事務執行の課題や発注手続などに関して、検証すると共に、関係部署の連携や適正な事務執行のあり方等について、チェック機能が十分に発揮できる執行体制の確立に向けて、具体的な検討を現在進めているところであります。

次に、予算請求や査定のあり方についてありますが、政策的経費や補正予算における予算要求の審査に当たっては、財政課、地域経営室において予算要求書や事務事業事前評価表などを基に関係部署とヒアリングを実施し、必要な調整を行い、市長査定を得て予算案を策定しているところであります。審査においては、事業の目的や必要性、財源の見込みや経費の積算根拠、また、事業の執行方法や手続などに留意しているところであり、このたびの事例を教訓として、今後、ただいま申し上げました点について、関係部署と十分に協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員 一通りご答弁をいただきました。それで、自席からまた何点かご質問させていただきたいと思っております。

地域の特性を生かした経済施策についてなんですけれども、地域観光による経済振興については、観光客が前年度から比べたら2けた増加したということで、これはやはり関係者の努力というものが非常に現れているなどというふうに思います。2けた増というのは民間でもなかなか出し得ない実績でございます

ので、この辺は非常に安堵しておりますが、これから、こういったことを持続、発展させるためには、やはり、時代の変化やニーズの多様化など、さまざまなメニューを総合的に企画されなければならないというふうに考えます。先程、テーマ別の観光ということもありましたけども、今後、中長期にわたっての計画的な戦略がやっぱり求められてると思いますので、その辺の考え方についてお伺いしたいのと、それから、やはり、目標設定というのは必要だと思うんですね。この目標設定というものも、お伺いしたいというふうに思います。

それから、大規模食糧備蓄基地誘致についてなんですけど、冷温食糧備蓄基地ということで、健全化計画等々で近年の予算の減額というものも見受けられたりとか、雪氷の活用関連の職員の退職など、まだまだ課題があると思うんですけれども、先ほど御答弁の中で、積極的な推進を図られるというような御答弁をいただいたんですが、そういったことがあるわけなんですけども、この積極的な推進というのは具体的にどういったことなのか、お伺いしたいと思います。

それと、移住・定住については、対象者へのアンケート調査の結果、いろいろと課題や問題が明確になったかと思うんですが、そういったことはどういうふうに受けとめられているのかお伺いしたいということと、それから、美唄市に定住された方がどういったメリットを求めているのか、そして、どういったメリットがあるのか、その辺についてもお伺いしたいというふうに思います。

それと、推進に当たって、先程も御質問の

中にありましたが、他市との比較で美唄市のセールスポイントと言いますか、やはり、ものを選ぶときには、選ぶ条件としてやはり心に惹かれるものと言いますか、そういったものもやっぱりないと、なかなか手を出してもらえないというようなことでございますから、そのセールスポイントというものはどういったものなのか、お聞かせください。

それと、農商工連携なんですけれども、ブランド化に対する認識は十分理解いたしました。そこで、今後、ブランド化に向けて検討委員会の協議に期待するというような御答弁でございましたが、ブランド化の推進に当たりましては、やっぱりかなりの費用もかかることから、その検討委員会の中での経費を捻出して、事業を単独で進めるとするのは非常に難しいというふうに思います。今後、ブランドづくりに、どのように携っていったブランド化を目指そうとしているのか、お伺いしたいと思います。例えば、市の役割として、できそうだなというものは、予算的な支援ですとか、また、コンサル的な指導、そして、広報PR、そういった支援なんか考えられると思うんですけれども、どういったことが考えられるのか、お伺いしたいと思います。

それと、ネットワーク化なんですけれども、市内関係団体との連携だけでは、なかなか、消費者ニーズには対応し切れないものも出てきているというふうに思います。ですから、例えば、日本一の12号線やあとは石狩川、そういった地理的なことですか、また、旧産炭地という産業の部分とか、あと、北海幹線といった、空知の特性を生かした空知圏域での連携もやっぱり今後は必要になってくる

と思うんです。オール空知という言葉も以前に聞いたことあるんですけども、そういった中での横のつながりで、広く活性化につなげていくということも必要だと思いますが、この辺の、御見解もお伺いしたいというふうに思います。

それから、地域ICT構築事業なんですけれども、3年間の国からの支援が終わって、さまざまなシステム、プログラム等が構築されたと思うんですけれども、22年度予算の中で、金額的にも非常に国からの金額から比べれば非常に少ない予算になりますが、今後の運用内容について、予算内で本当に解決していけるのかというのは非常に疑問に思うわけなんですけれども、今後、予算委員会なんかもありますから、この辺でもさらに深い議論をしたいわけなんです。差し当たり、今回のこの予算の中で本当に解決していけるということで認識をされてるのか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、中心市街地活性化については、他市町村が非常に積極的に推進しているわけなんです。それで、先ほども申し述べましたが、岩見沢や砂川、それから滝川なんかも既に認定を受けて、まちづくりの活性化に努めて動いてるわけなんです。美唄市も大分長く取り組みをして、なかなか認定にこぎつけないわけなんですけれども、この認定を受けたまちというのか、中活の認定を受けることによって、メリットというのは一体何なのかなと思うんですよ。成功している自治体もあれば、やはり、課題が山積して低迷している自治体もあるわけで、その中活の認定によるメリットというのは本当に何なのかなという

ことで、この辺、どのように押さえているのかをお伺いしたいと思います。

それから、今後の推進活動もあるわけなんですけども、その課題と言いますか、問題点というものも押さえてる部分があればお聞かせください。

それから、人的資源の発掘と人材育成についてなんですけども、その中の観光大使については、我々、商業者の分野では、百貨店やスーパーなどへ商品を販売する時に、バイヤーという業種の人たちがいます。このバイヤーは、全国各地売れるものを探しながら、ときには、企業へのアドバイスや消費者ニーズの調査まで行い、一連の売れるセオリーをつくるわけなんですけども、そのユーザが求めるものの把握に常に努めているわけなんです。そこには、アイテムと言いますか、商品の数というのは数万点あるというふうに聞いておりますし、それを、やはり、一つ一つ細かくプレゼンできないと商品を取り扱っていただけないというお話でございます。そして、しっかりとしたものを販売しないと、当然リピートにもつながらないと。そのアフターケアというものも非常に大切になってくるというふうにも言っております。地域の活性化にあたっては、特産品や観光などさまざまな関係者との連携を図ることで、やはりその地域を売り込むためには、全体のコーディネーター役と言いますか、点から線へ、線を面につくるコーディネーターの役割というのが必要だと思っております。その役目を観光大使に担っていただきたいと考えてるんですが、先ほどの答弁の中では、なかなかその部分までは至ってなかったんですけども、今一度御見

解をお伺いしたいというふうに思います。

それと、永年勤続の表彰については、ぜひお願いしたいと思います。働いてる方々にも、夢と希望を与えていただきたいなと思います。

それと、経済教育なんですけど、チャレンジショップなど、子どもたちへの経済教育は本当に期待するところでありますし、こういったことは、やはり現場で実践している商工業者や生産者の方々にもやはりしっかりと協力をしていただきながら、そして利益が出たら、その利益をやっぱり次の運転資金として活用するということまでチャレンジショップはやっていかないとならないと思います。そういった意味では、こういったことの必要性を、皆様方にしっかりと認識してもらうための方法をとっていかなくちゃならないということでございますので、この辺についてまた御認識をお伺いしたいと思います。

インキュベーターに関しては、官民が一体となった体制づくりが必要だと思いますので、この辺について、見解をお伺いしたいと思います。

障がい者雇用なんですけど、自治体や民間企業が雇用する場合には、さまざまな課題や問題、そういったことはあると思います。特に、いろんな法律や制度の問題で、容易になかなか雇用することができないというような現状もあるかと思うんですけども、今後の課題解決はやっぱりしていかななくちゃ、そういった方々が社会復帰のための就業になかなかつながっていかないと考えますが、その辺の考え方と言いますか、見解をお伺いしたいというふうに思います。

それと、大綱の2点目に、行政改革につい

てお伺いいたしました。

職員研修については、成果と課題の件なんですけれども、先程、市長の御答弁の中には、さまざまな研修制度を通じて、職員の専門的な知識や課題解決能力、事務能力の向上が図られているというふうに認識をされているという御見解だったんですけれども、一連の事務事業のあり方と言いますか、先ほども述べたとおり、幾度となく、市長が自ら陳謝をする場面があったりですとか、それから、去年の議会報告会を行った中でも、職員や体制に対する指摘も非常に多かったというふうに見受けられる中において、向上が図られているという評価をされた判断と言いますか、この辺の根拠というものをお聞かせいただきたいと思います。

それと、民間の派遣研修なんですけれども、民間の派遣へのメリットについては、全く違う環境での土俵で、異業種交流が行われるわけでございます。そこで、当然柔軟な発想や思考能力が養われるわけですから、机上の研修だけではなく、実践から学ぶというより効果的な質の高い研修になると考えるわけなんですけれども、この辺について見解をお伺いしたいと思います。

自治体によっては、駐屯地、自衛隊への入隊研修ですとか、まちづくり団体と言いますか、まちづくりをつかさどる団体への派遣ですとか、それから、繁忙期と言いますか、忙しい時期の農家さんへの農業体験、支援と言いますか、こういったことが行われて、現場のことをよく知るといようなことを伺っております。それについての見解もお伺いしたいと思います。

それと、人事交流の活用なんですけれども、派遣される職員の配置については、今、道から来ていただいている、それから美唄から出向していると、こんなような形で行われているわけなんですけれども、派遣される職員について、この職場の配置については市で特段規約があるんでしょうか。それとも事前になんか話し合いがなされておられるのか、その辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。それと、事務執行体制の改善なんですけれども、予算請求のあり方については、やはりスピード感を持って、早急な検討がやっぱり必要というふうに考えます。庁内関係部局によるプロジェクトチームなど、やっぱり改善プログラムを策定すべきだというふうに考えますが、この辺の御見解をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 総務部長。

●総務部長安田昌彰君 答弁準備に30分ほど時間をいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 午後1時まで休憩いたします。

正午12時02分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの高橋議員の再質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えします。

初めに、地域観光による経済振興についてありますが、観光やスポーツレクリエーションへの需要の増加やアウトドア活動、グリーン・ツーリズムへの関心の高まりなどに対応し、本市ではさまざまな地域資源を活用したスポーツレクリエーションの里づくり後期基本計画や、この計画を具体的に進めていくためのプログラムを平成18年度に策定したところであります。この計画に沿って、美唄のファンの拡大に努めるなど、多様な交流の展開を推進しており、計画では平成22年度観光入込み数の目標値を50万人と定めているところであります。

なお、今後の交流推進のための方策や目標値などについては、平成22年度策定することとしております産業振興計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

次に、大規模冷温食糧備蓄基地誘致についてであります。美唄市大規模冷温食糧備蓄基地構想推進協議会の補助金の予算額については、昨年度同額で提案させていただいております。また、構想の推進にあたっては、主管部局と庁内の関係部局との横断的な連携を図り、情報収集に努めるとともに、本年4月から導入するまちづくり活性化アドバイザーの助言や御協力もいただきながら、国や道へ備蓄基地の立地を働きかけるなど、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、移住・定住についてであります。短期滞在された方の希望としては一戸建てで賃貸の住宅を求める方が多く、市内には該当する物件の情報が少ないことが課題となっております。また、冬の生活に不安があると回答している方がいるなど、通年での移住や滞

在の希望ではなく、夏を中心とした短期的な滞在を希望している方が多いことから、このようなニーズに対応しながら、定住につなげてまいりたいと考えております。

次に、定住された方に対する助成制度に関しましては、本市では現時点では特に設定しておりませんが、移住後のさまざまな相談やお問い合わせに対して、きめ細かな対応に努めているところであります。また、今後、短期滞在される方へのアンケート調査などで、定住した場合にどのようなサポートを望まれるかに関して、さらに把握をしてまいりたいと考えております。

次に、移住・定住に関するセールスポイントにつきましては、本市は札幌方面や、旭川・富良野方面など、移住する際の利便性に優れているとともに、宮島沼やアルテピアッツァ美唄、広大な農地など、ほかにはない魅力ある地域資源を有し、さまざまな農業体験もできますので、これらの点をアピールしてまいりたいと考えております。

次に、特産品のブランド化の推進についてであります。市といたしましてはブランド認証を行う対象や基準の考え方等について検討委員会からの助言を受け、認証機構の立ち上げを図ることとしており、それに必要な経費につきましては、国や道の支援策などの活用とともに、市内の経済団体や企業にも協力を求めてまいりたいと考えております。

次に、関係団体とのネットワーク化についてであります。本市の地域資源を磨き上げ、こうした資源の組み合わせにより魅力ある観光商品としていくためには、周辺市町村との連携も必要と考えており、先日実施した1泊

2日のモニターツアーにおいて、広域観光の可能性を検証するため、月形町と連携した取り組みを実施したところであります。今後においても観光振興を効果的に進めていくため、近隣市町村とのネットワーク化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地域ICTで構築したシステムについてであります。新年度において、民間の協力を得た管理運営体制づくりに取り組むと共に、各種利用者などで構成する推進組織を中心に、ポータルサイトPIPAが多くの美唄ファンや市民の皆さんに利用され親しまれるよう、その充実強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、中心市街地の活性化についてであります。中心市街地活性化基本計画の認定を受けた場合、まちづくり交付金などの補助金の重点的な支援が受けられるほか、土地の交換等を行う場合に、不動産取得税の軽減措置が受けられることとなっております。また、基本計画の策定については、ハード事業が中心となるものとなりますことから、先ほども申し上げましたとおり、再編計画案の事業性について検証を行った結果、ソフト事業を中心とした取り組みを優先することとし、ハード事業については、ソフト事業の成果を踏まえ、検討を進める方針となったところであります。

市といたしましては、準備委員会における検討結果を踏まえ、活性化計画の策定を行うこととしており、今後とも準備委員会と十分連携を図りながら、具体的に取り進めてまいりたいと考えております。

次に、観光大使についてであります。本

市には食以外に自然や歴史、文化などのさまざまな地域資源があり、個々の地域資源に熟知した人材の発掘が必要と考えており、食分野に熟知した人材確保についても関係団体などと連携を図りながら、本市の魅力を発信してまいりたいと考えております。こうした人材の発掘を通じて、観光大使のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

チャレンジショップについてであります。子どもたちが中心となって行うチャレンジショップには、商品等の提供や仕入先などをアドバイスする担任の先生や商工業者などの協力も必要と考えております。

なお、子どもたちの自主的な運営により生じた利益などについては、教育委員会、担任の先生、子どもたちの意見を聞くなどして、取り扱い方法を決めることが望ましいものと考えております。

次に、インキュベーター事業についてであります。起業を考える方や、新たな事業展開に意欲を持たれる中小企業者にとって、気軽に相談できる場を設けることは非常に大切であると考えており、昨年実施した説明会、相談会については、商工会議所などともよく相談し、今後も継続して実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、障がい者雇用についてであります。障がい者の方が就労する場合、その賃金の額や就労機関などにより、施設入所の福祉サービスを受けることができなくなるなどの課題もあります。4月から開設するふるさとハローワークの設置を契機に市では雇用連絡調整会議を設けることとしており、こうした場を有効に活用し、雇用対策に係るさまざまな課

題の解決を図り、求職者が円滑に就労できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、職員研修についてであります。職員の資質の向上や意識改革を進め、市民に信頼される市役所になり、多くの市民と連携、協力を図り、まちづくりを進めていくため、専門的な知識の習得や課題解決も含めた政策立案能力、さらには市民の理解を得ていくための説明能力などについて、総合的に高めていくことが重要なことと考えております。研修のあり方についても一層の工夫が必要であると考えており、こうした観点から、効果的な研修について十分検討してまいりたいと考えております。

次に、民間への派遣研修についてですが、スピード感を持った仕事の実施や、課題に対応したチームワークによる解決など、民間で行われている業務推進の手法は市役所においても導入すべきものと考えておりますが、今後、受け入れていただく協力企業の確保など課題もあることから、研修の実施に向けた条件整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、人事交流についてですが、派遣される職員の配置につきましては、市には規約はありませんが、道との事前の協議により本市の希望する職場への配置となっているところでございます。

次に、事務執行体制についてですが、事務執行体制の改善を図っていくためには、他の部署との連携や情報の共有が必要でありますことから、現在、工事の入札や契約などの改善を目的として設置しております市内組織、美唄市入札制度検討委員会も活用し、横

断的に対応できる体制を整え、事務の適正かつ迅速な執行に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 5番、高橋幹夫議員。

●5番高橋幹夫議員 ありがとうございます。それでは、1点だけ伺いたいと思います。

行財政改革について、事務執行体制の改善についてでございます。先ほどの答弁では、やはり、庁内的な中での改善策というようなことで御答弁をいただいておりますが、私は、改善に向けては民間のコンサルですとか、あとは学識経験者といった方々を、このアドバイザーとしての設置というものがいいかなんてないかと考えますが、この辺についての御見解をお伺いしたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君 高橋議員の質問にお答えします。

事務執行体制についてありますが、現在事務執行体制の改善に向けて取り組んでいるところでありますが、本年4月から導入するまちづくり活性化アドバイザーにも協力いただくなど、外部からの意見も踏まえて、事務執行体制の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員（登壇） 2010年第1回定例会で、大綱2点について教育長に質問をいたします。

議会初日に教育行政執行方針が発表になり

ました。この中からいくつか取り上げて質問をいたします。

教育問題については、常々関心を持ってみるというふうにいたしております。そして、多くの市民の皆さんも、これには関心が深いというふうに思います。そして、話題になる事柄でもあるというふうに思いますが、私なりに問題意識を感じた部分についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、学校教育についてであります。小中学校教育のくだりに子ども達一人ひとりが生き生きと学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、生きる力、確かな学力、人間性豊かな心、健やかな体を総合的に育むことが必要だとあります。続いて、このため、教職員と児童生徒をはじめ、教職員相互、学校と地域とのより一層の信頼関係の上に立った学校教育活動を推進するとともに、地域社会が一体となって学校教職員を支え、支援していく仕組みづくりを進めてまいります。とあります。教職員と児童生徒の信頼関係、これは学校においては何よりであります。これは至極当然の事ですね。そして、子ども達を指導する立場にある教職員相互が信頼関係を持っていくということ、このことも極めて大切なことだというふうに理解をいたします。

さらには、地域の問題というふうになるんですけど、まず、この教職員相互の信頼関係をどうつくっていくかということで、学校長も含めて考えるというふうにするならば、私が、昨年たびたび定例会の中で取り上げましたが、校外研修の問題ですね。教育公務員特例法という法律によって、校外研修を行うこ

とができる、あるいは、研修を常々怠らないようにしなければならないという趣旨でありますけれども、これが、本来的な承認をしない校長がいる。そういう校長と、その学校の教職員との信頼関係をどんなふうに築いていけばいいのか、ということですね。

それから、査定昇給制度というのが北海道の教職員の中に取り入れられるということになって、それは全面的な導入ではありませんで、一部勤勉手当について査定を元に昇給をさせるという仕組みが入りました。この査定の仕組みの中で、これは学校長が行うわけですが、職員から信頼される査定というものをどういうふう to 実現していくのかということですね。ここに問題があるということ、それから、これも常々申し上げておりますが、学校という職場は超過勤務が極めて日常的にあるという状況です。にもかかわらず、休憩時間が45分から60分になるという改定が行われたわけですが、その休憩時間の延長が、そのまま職員の拘束時間の延長になるという実態、その超勤が日常だということと併せて、これをどんなふうに理解をしてもらうかという問題ですね。校長がリーダーとしての役割をしっかりと果たし、そして、学校全体が1つのチームとして機能するようになってほしい、これはそうあるべきなんです。しかし、そのためには、今。例えば幾つか申し上げた、改善されなければならない課題がかなりあるという事です。これらをどう解決していくのか、考え方をお尋ねをいたします。

それから、同じ教職員相互の信頼関係ということで、もう一つ問題を抱えているというふうに私は考えます。それは、教職員同士と

ということで考えました時に、今の義務教育の学校、あるいは高等学校もそうですけれども、教職員組合が組織されております。最近の傾向として、組合から離脱者が増加する傾向があります。組織に所属しないという形の先生が段々増えてきているというのが現状です。組織率等が新聞で取り上げられるケースもございますから、これは、かなり広く知られている中身かと思えます。私はそんなふうになって、組合所属があるのかないのかということの中で、果たして本音の教育議論ができるのかということが心配だというふうに感じています。この問題は、教育委員会が直接の原因をつくっているという訳ではありません。別に教育委員会が何か働きかけをしているとか、そういうことは一切ない訳であります。ただ、今の学校が、管理面の強化がどんどん進んでいくという、そういう状況の中で、教職員の権利が段々守られなくなる、そういう中で、教職員が1つの組織にまとまらないという状況になる。組合が必ずしも1つということではありませんから、複数の組合組織がある場合もありますけれども、どの組合にも所属しないという教職員が段々できてくるといのは、私は困った状態だなというふうに思いますね。チームとしての機能に期待ができなくなると、こういう自体をどんなふうにお考えになるか、もし見解があればお尋ねしたいというふうに思います。

それから、2つ目として、学校と地域社会ですね、地域社会が一体となって学校教職員を支えるというくだりがございますけれども、最近の傾向の中に、意図的に対立する考え方を持ち込む父母の存在というものが心配だな

というふうに感じています。従来から考えますと、学校と父母の信頼関係というのは、そんな心配するようなことではなかったわけです。しかし、変化が出てきているのかなということを考えまして、その点について、お考えがあればお尋ねをしたいというふうに思います。

それから2つ目として、確かな学力の向上について述べられました。この中で、標準学力検査や全国学力・学習状況調査の結果活用をしながら、ということが述べられました。そういう方法を取りながら、学習指導の充実に取り組むということであります。私は、全国学テという言い方しますけれども、全国学テには反対ですということを、過去に議会の場でも申し上げてまいりました。問題が多々あるということで、これも、実際には、昨年の実施後などで報道されてますけれども、具体的に問題が出てきているという状況もございます。そして、美唄市独自の学力検査にも賛成ではないという考え方はあります。それは検査の結果、点数にこだわる、あるいは順位にこだわる、順位というのは全国で言えば、都道府県の順位ですね。北海道が四十何番目とかということで公表されるわけですね。それから、市町村の中で言えば、学校ごとの順位とかですね、こういうものが地域によっては、例えば、知事の指示で全部公表されていくという状況が生まれてきています。こういう、点数とか順位にこだわるなど、教育的でない圧力、あるいは教育本来ではない歪んだ関心の高まり、こういうものが学校本来の姿というものに大きく影響を与えていくということになりはしないかということが心配です。

要するに結果の活用が本来的なものでなくなることが心配だということです。この点はどのようにお考えになるか、お聞きをしたいと思います。

併せて、美唄独自の標準学力検査ですね、これが、新年度予算案の中にも予算が組み込まれておりますから、平成22年度についても実施をするという考え方だと思いますけれども、従来から申し上げてますが、学校の配当予算が非常に足りなくて困っているという状況があるということです。この美唄独自の標準学力検査がその予算をそれぞれの学校の裁量で使えるものにしたら、随分学校からは喜ばれるというふうに私は思うんですけれども、私は、新年度はお辞めになるというふうに実は思ってたんですね。4年間継続してきましたから、おおよその傾向は十分把握されたわけですし、その把握した問題点について対応策をこれからとられていくということだと思ったんですけれども、検査そのものを続けるということなんですね。その辺含めて、この際、英断を持って、使用については学校の裁量に任せるという判断をされてはいかがかなと思うんですけれども、その点の考え方はどうでしょうか。

次に、豊かな心の育成についてお尋ねをします。豊かな心の育成につきましては、子ども一人ひとりが社会のルールや規範を学ぶとともに、生命の大切さや相手を思いやる心とともに支え合うことの大切さ、豊かな感性などを育むために云々と続くわけです。私は、子ども一人ひとりが社会のルールや規範を学ぶというのが、一番最初に述べられるという事の原因をお尋ねしたいということです。ル

ールや規範を学ぶということを否定するものではありません。これは社会で生きていくためには当然必要のことですから。ただ、子ども達は学校生活のさまざまな場면을体験しながら、その場に応じたルール、それは遊ぶ仲間であったり、学級であったり、学級内の班の活動であったりするわけですね。そういう場で体験を積み重ねながらルールを身につけていきます。ところが、この執行方針の頭から、社会のルールや規範を学ぶということと言うと、型にはめた指導をするぞという印象を受けるんですけれども、どうなのかなということですね。

子ども達が毎日楽しい気持ちで登校してくる。そして、今日はどんな楽しいことがあるかなという、そういう期待感で教室へ入っていくと。1日の生活を終えて家へ帰って、1日の学校生活の中で楽しかった話題が次々と親に話されると、そういう生活の積み重ねで豊かな心というのは育つのではないかなというふうに思うものですから、この点はいかがかなということを考えます。

それから、特別活動の位置づけについてお尋ねをしたいと思ったのは、先ほど申し上げた、ともに支え合うことの大切さ、豊かな感性などを育むため、自然体験やボランティア活動など、さまざまな体験的活動の充実に努めるほか、人権教育、道徳教育、教科指導、特別活動、読書活動などの充実に努めてまいります。こうありますね。今、読書活動の前に特別活動というのが出てまいりました。私は、豊かな心を育てるという部分で言うと、この特別活動の位置づけが、かなり大きなものがあるというふうに考えます。子ども達が

自ら学んでいくというのは、自ら学んで、いろいろなものを身につけるといふのは、この特別活動の場面が多いのではないかというふうに思ってます。その内容としては、学級活動があり、生徒会活動があり、小学校でいうと児童会ですね、児童会や生徒会活動があり、そして、学校行事がある。この3つの分野が特別活動の中にあるわけです。大変幅の広いものです。これは、大きな学校の中の活動の柱で、もう1つは、いわゆる勉強ですね、教科の学習、教科学習というのがある。これは、大きな2つの教育活動の柱だと思います。でも、国はもう一つ柱があるんですね。それは道徳です。ですから、道徳教科指導、そして特別活動と、これが3本柱ということになるんですけども、この、今申し上げた方針の書き方と言うと、特別活動というものの位置づけがもっと重要視されるという書き方になってもいいのではないかなというふうに思ったという事です。

それから、3つ目は、教師の関わり方についてです。この豊かな心の育成ということでは、子ども達の成長に教師達がどのように関わっていくかという事、これが非常に大事だというふうに思います。それには教師の側に時間的なゆとり、それから気持ちのゆとり、こういうものが大変大事だというふうに思います。教師が十分に子ども達と関わる事ができる。しかし、そのことが大事なんだが、現状の学校はこれが非常に難しくなってしまうんですね。どこまでそれが可能なんだろうと、このことについての考え方をお聞きしたいということです。

それから、次は、健やかな体の育成につい

てです。ここでは、こうあるべきだということを書いて、このため、新体力テスト等による課題を踏まえ、自ら進んで運動し、運動の楽しさや喜びを体得できるよう、保健体育を中心とした教科指導や、部活動指導の充実を図る云々と述べられております。この新体力テストの位置付けの問題なんですけど、これは昨年抽出のテストとして初めて行われた中身ですね。これも、統計が、テスト結果が整理されて数値が出てきて、何県の子ども達はどうかというような、そういう材料として使われる事になるわけです。私は、子どもというのは、一般的に体を動かすことがとても好きで、一部例外がありますね。余り体を動かしたくないという子どももいるんですよね。教室にいて、常に席に着いて本を読む、時間があれば本を読む、そういう子もいます。でも、多くは教室の中で、あるいは廊下で、あるいはグラウンドに出て体を動かして遊ぶということは、とても好きです。時間と場所があればとにかく遊ぶ、なければ見つけ出してでも遊ぶということです。これらは、テスト結果の数値で、左右されるというようなものではないのではないかなというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

スポーツに親しむ習慣、意欲の育成ということ言ってる訳ですね。これは、新体力テストの結果、こういうところが欠けているという判断をなされて、それで子ども達がスポーツに親しむ習慣を持つ。それから、意欲を育てるというんですね。そういうことを計画的にやるということになるんだと思うんですけども、逆にそれが、子どもが自由に活動する時間を奪うことになるのではないかなとい

う心配をいたします。この点はいかがでしょうか。

それから、食育教育のことが書かれております。述べられました。基本である食については学校給食を生きた教材として活用し、地産地消の観点から、地元産米や無農薬、低農薬野菜などを地域と密着した新鮮な食材の積極的な活用を図り、安全・安心な手づくりによる学校給食の充実に努めるほか、美唄市食育推進計画を踏まえ、学校、家庭、地域が連携した食育の推進に努めるとあります。学校給食については、全く同じ考え方、同感です。美唄の給食は、安全で味もいいと、美味しい、これはもう評判です。広く認められております。そして、それは関係する人達が、これまで努力をして、それを支える農業者の方々の協力があったからだというふうに思います。ただ、このことがさらに食育推進計画というものについて、私は十分に承知をしてませんから、あるいは的外れの発言になるかもしれませんが、食生活については、本来は家庭で子ども達が身につける問題だというふうに思います。そして学校において給食指導、それから、家庭科という教科がありますね。家庭科の中で当然、日常的な食事のことについての指導があります。調理実習の時間等もあるということですね。だからこれらで十分でないかと。何かあると全部学校が引き受けるというふうな考え方は間違いではないかというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

それから、次の、信頼される魅力ある学校づくりについてです。ここで述べられておりますけども、現状ですね、この問題は各学校

で、これまでも取り組まれていると思うんですね。現状の取り組みについて、どんなふうに分析をされているのかお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、開かれた学校づくりということですね。このことについて、学校が自ら情報発信に努めるほか、学校評議員や保護者、地域などから広く意見を取り入れた学校運営を進めるほか、生涯学習の場としての活用を進めるなど、地域に信頼され、支えられる開かれた学校づくりに取り組みますと、こうあるわけですね。開かれた学校づくりについて、どこまで教師に期待をされるかということです。そして、そういう期待に応える事が、教師の側にできる体制があるのかどうなのかということ、その辺の判断をどんなふうにされているのか、お聞きをしたいということ。

それと、生涯学習についても、現在の学校の教師達が関わることになるのか、その事もお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、次は教職員の研修の充実ということで述べられております。直接子どもの心身の発達や、人格形成に携わる教育の専門家として、資質能力を絶えず向上させていくことが求められていると、その通りですね。このため、学校が取り組む公開研究会とか、校内研修の充実とか、活性化を図る、それから、空知教育センターにおける各種研修会や研究指定校事業の活用などにより、研修機会の充実に努めたいということで書かれてます。これにはその通りだなというふうに思います。特に空知教育センターの講座は、実際の教育活動に即した極めて必要性の高い内容を持って組み立てられておりますから、時間が許せ

ば積極的に参加をしていただくという、そういう事かなというふうに思います。

ただ、私はこれに加えて、夏・冬休みの度々議会で申し上げております校外研修を、積極的に承認するという事が教職員の研修の充実にとっては大変有効なことではないかというふうに考えておりますので、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大綱2点目は、卒業式入学式のあり方についてお尋ねをいたします。

その1つは、日の丸、君が代の強制についてです。その1つは、日の丸、君が代が果たした役割ですね。これは、果たしたというのか、与えられた役割といいますか、侵略戦争のシンボルとして用いられた日の丸ですね。それから、侵略した地域住民の心の支配を進める重要な役割を果たした君が代。これらの認識を持つ国民がいます。

一方で、かつての日本というのは、大日本帝国憲法下の日本ですね。かつての日本を復活させたい勢力の広がりがあります。教育への意図的な攻撃の拡大というものも明らかです。それは、教科書検定にまで及んでおります。既存の教科書では任せられないという事で、新しい歴史教科書を作る会というものが、新しい歴史教科書を作って、それを教科書として使うということで、文部省の検定を受けるとい、そして、検定に合格して、実際にそれが学校現場で採択をされて使われるということにまで、今なってきています。比率は非常に低いですが、徐々に使用範囲を広げております。これらが、学校で使われる状況になっている。私は、地方教育委員会ですね、美唄で言えば美唄市教育委員会がこう

いう一部の勢力に利用されるような状況になっていないかですね。地域住民への責任を果たすという立場で、これで大丈夫なんだろうかということを心配いたします。これらについての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

2つ目は、学校での十分な議論をやってほしいということについてですけれども、卒業式、入学式の意義について、十分な校内での議論というのがなされていると思いますけれども、これも、ご存じのとおり、子ども達が主人公の子ども達のための行事なんですけれども、これについての認識の差が、あるいはあるのではないかという事ですね。そのことをお尋ねしたい。

3つ目としては、学習指導要領というものがあるということの意味について。学習指導要領の中に規定があるからということ、何度お尋ねをしても、最後はそこへ答弁がいきます。そこで、憲法の条文というものを、よくよくお考えいただいているのかどうかということをお尋ねしたいということですね。これは、前文から始まりまして、戦争放棄のくだりもありますし、それから日の丸、君が代に関して言えば、やはり憲法19条ですね。それから、憲法99条、これは、憲法を守っていかなければなりませんよというくだりですけれども、これらについてどういう認識をお持ちなのかということをお尋ねをしたいということです。

それから、2つ目は、アジア太平洋戦争の反省をどのように受けとめているかということについて考え方をお聞きしたい。

過去に聞いたことがありますけれども、具体的な材料を幾つかそこに挙げてみました。

「かあべえ」というのは映画ですね、山田洋二監督がつくられた映画で、昨年だったでしょうか、映画館にかかりましたのは。今年の1月の終わりにテレビで放送されました。私は、その日見られなかったもので、録画して後で見たんですけども、大変、見ていて胸が苦しい思いが常に消えないという状況で見ました。既に、ほとんどが戦後世代になっている現在の私達ですね。私は、1939年生まれですから、辛うじて戦争中にひっかかっているんですよ。ただ、学校に入ったのは小学校入学が46年ですので、もう学校の指揮の内容等も変わってからの入学なんです。そういう時期の私から見て、戦争前、そして戦争が始まってからの日本の一般家庭、それを取り巻く一番身近な部分でいえば隣組ですね。それから、もう少し広く考えると、例えば警察という組織、そして、今はありません特別高等警察、いわゆる特高という警察の存在ですね。そういうものが非常に具体的にリアルに多分描かれていたんだというふうに思います。ですから、あの中でどうべえと言われていたかあべえの夫が、結局遺体で帰ってくるということになるいきさつ、詳しい警察の中の事柄は描かれませんでしたけれども、これを一番最後に、下の娘が、母親が病院でもうだめだという状況の中で、口に耳を寄せて聞く。そしたら、亡くなればどうべえに会えるね、というふうに言ったのに対して、かあべえは死んでからとおべえになんか会いたくない。生きているとおべえに会いたかったということを言いますね。そういう非常に強い思いを、夫が亡くなった後、二人の娘を育て上げる苦労をしたかあべえの話ですよ。

その次に、小林多喜二が書いたのは、ここ数年蟹工船が随分ブームだということを言われています。つい先日、NHKだったと思いますけども、小林多喜二が取り上げられていました。蟹工船を書くいきさつとか、それから、書いた後、厳しい弾圧を受ける、共産党に入った後、いわゆる治安維持法で引っ張られて、言わば特高警察の拷問の結果、死に至るということですね。これは小樽の人ですから、非常に存在も身近だということで、ちょっと例を挙げたんですけども、これは、かあべえの中のどうべえの事柄と重なって見えますね。小林多喜二とは。

それから、全然話は違いますが、全国空襲による被害、北海道は北海道空襲というのが随分あって、2,000名までいなかったと思いますけども、死者を出していますね。ぎりぎり45年の7月ぐらいに随分あちこち艦載機による空襲を受けた。それから室蘭は、艦砲射撃を受けていますね。それから、大きい空襲で言えば、有名なのは東京大空襲です。45年の3月10日、約10万の都民が亡くなったと、一夜です。しかも、被災人口で言うと100万といわれる大空襲ですね。これが全国に広がって、大都市はほとんど空襲を受けるということになったわけです。これは、国に対して、この損害を賠償すべきだという裁判を起こす人がいるようですけども、裁判所は受け付けませんね。それから、広島・長崎への原爆投下です。これは、もう1つ本当は入れなきゃならなかったんですが、沖縄戦ですね。沖縄が県全体が戦場になって、県民が全員参加した戦争ということになった、言わばほかの県に類のない体験を

沖縄県民はしたわけです。それはなぜか、それは沖縄は捨て石になったんですね。国体護持と言われた、天皇を中心とする国家の体制を守るために、時間稼ぎに沖縄は使われたんですね。だから最後の兵まで戦えと、司令官は自分で先に自尽して死んでしまわけですからね。あと残された人達をどうすればいいかということですね。それに、たまたま、例えばひめゆり部隊なんていうのは有名ですけども、あの年齢の人達は全員戦場に駆り出されたわけです。広島や長崎への原爆投下がポツダム宣言受託の直接の要因になりましたね。これがなければ、いわゆる本土決戦に入り込んでいたかもしれない。これは広島・長崎の大きな犠牲の上に敗戦というのを日本が迎えることになるわけですね、その後と。そして、敗戦になって、連合国側の占領を受けて、その中で連合国側の指示で新しい日本国憲法というのが生まれてきたと。憲法の位置づけというのが非常に大きな意味を持つわけですね。戦後64年経つ日本が、日本の軍隊がただの一人も殺すということをしなかったというのは、日本国憲法が大きな意味を持っていると私は思っています。これらアジア太平洋戦争の反省というのを、どんなふうに受け止められるか、現在の卒業式の、今目前に迫った卒業式、そして4月の入学式のあり方との関わりの中でですね、どんなふうに受け止めておられるのかということをお尋ねしたい。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君（登壇） 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、学校教育での信頼関係についてありますが、教育は、人間的な信頼関係の上

に立って初めて成り立つものであり、学校教育においては、子どもと教職員の信頼関係を基本に、これを支える教職員相互、さらには学校と保護者、地域との信頼関係があらゆる教育活動の基盤になると考えております。このため、校長は学校の教育目標の実現に向けて、個々の教師が持つ優れた資質能力や課題を常に的確に把握し、教職員を意欲付け、励ますなど日ごろから教職員との信頼関係の構築に努めると共に、指導上の悩みや指導方法などについて、効果的な指導助言や支援を行うなど、十分話し合いの関係づくりを進めることが必要であると考えております。

また、学校と地域との信頼関係を深めるためには、保護者や地域の人々が学校に意見を言いやすい雰囲気づくりや関係づくりについて、日常的に配慮する必要があるほか、学校の自主性・自立性を確保するため、より積極的に学校開放や事業開放などに取り組むと共に、学校だよりなどにより、家庭や地域社会との情報の交流を行い、それを学校運営に生かしていくことが必要であると考えております。

学校教育での信頼関係づくりについては、学校現場における教職員の努力により、着実に進んでいるものと認識しており、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、確かな学力の向上についてですが、標準学力検査については、平成18年度から4カ年実施しておりますが、今年度においても学校現場の意向を踏まえ、児童・生徒の一人ひとりの学習への理解度や定着度を把握し、学習指導の改善・充実を図る上で必要であるとの考えから、継続実施することと

しております。

また、全国学力学習状況調査については、これまで3回の調査結果を踏まえ、各学校においては、子どもの学力学習の状況や、その課題について把握し、学校改善プランが作成され、学力向上に向けた取り組みが進められているところであります。平成22年度においては、国が抽出調査をしたところですが、北海道教育委員会がこの調査を活用して、学校改善に取り組む学校を支援するため、抽出校以外の希望利用校の採点・集計を一括して行うことにしていることから、これを活用し、全ての小中学校で引き続き調査に取り組むこととしております。

次に、豊かな心の育成についてであります。社会のルールや規範を学ぶことは、命の大切さや相手を思いやる心、ともに支え合うことの大切さ、豊かな感性を育むことと同時に、人間性豊かな心を育成する上で大切なことであると考えております。

また、特別活動につきましては、学級活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の集団活動を通じて、他者との関わりの中で個性を伸ばし、集団や社会の一員として、よりよい生活や人間環境を築こうとする自主的・実践的な態度を育むなど、豊かな心の育成においても大きく関わるものと認識しているところであります。

学校現場においては、教職員が多忙化している状況にあると認識しているところでございます。このため、教員の子どもに向き合う時間の確保については、教育の情報化として、教師一人1パソコンの配備や、校内LANの整備など、教育環境整備に取り組んだほか、

学校現場における定時退勤日の設定など、各学校で対応可能な取り組みを進めてきたところでもあります。

また、学校や教職員を支える地域社会や家庭の教育力の向上にも取り組んでまいります。

なお、教職員多忙化の抜本的改善のためには、各学校や地域の取り組みのほかに、学校教育の担い手である教職員の定数等の充実・改善が必要であると考えており、今後とも全国都市教育長会議等を通じ、国や道に対して要望をしてまいりたいと考えております。

次に、健やかな体の育成についてですが、新体力テストにつきましては、子ども一人ひとりに応じた、望ましい運動習慣等を育むため、子どもの体力の現状と課題を把握するための手段の1つと考えており、その結果を踏まえ、保健体育を中心とした教科指導の工夫改善に努めるなど、運動に親しみ、身体を動かすことの楽しさや魅力を感じられるような指導に努めてまいりたいと考えております。

平成12年度の全国体力、運動能力、運動習慣等調査は、国において抽出調査としたことから、抽出校以外についても新体力テストを実施し、体育科等の指導改善に生かしてまいりたいと考えております。

次に、食育についてですが、現在の日本社会での食生活においては、食を通じた自らの健康管理や、地域の環境、生産の状況を考えた食材の選択に関して課題があり、加工食品や外食、給食、個食に依存する中で、多忙な働き方やさまざまな事情から、子どもの食に心を配れない保護者がいることも事実であります。

また、食育が求められるような時代的背景であるからこそ、栄養バランスのよい学校給食が子ども達の命綱の1つになっている側面も現実であります。

このような家庭や地域の食文化、食習慣が失われ、食と農業や環境との関係性が失われる中で、子どもの頃に五感を通して食の大切さと生きる力を学ぶことこそ必要であり、教育として対応すべき課題の1つであると考えております。

このため、子どもに望ましい食習慣の形成や、食に関する理解を身につけさせるためには、食育推進計画を踏まえ、学校・家庭・地域社会の連携により、食に関する指導の充実を図ることが必要であり、小学校農業体験学習を通じて、子ども達の食を通じた、生きる力を育んでまいりたいと考えております。

また、取り組みに当たりましては、各教科との関連を図りながら、総合的な学習の時間を中心に、これまでの食と農業に関する各学校の経過等を踏まえ、実施可能な学校から着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、信頼される魅力ある学校づくりについてであります。学校においては、保護者や地域の方々に学校を理解していただくため、学校だよりの地域配布や、地域の方々にも授業参観日を設定すると共に、家庭や地域との情報交流を行い、それを適切に学校運営に生かすなど、学校と保護者・地域が共に力を合わせ取り組んでいるところでございます。

また、開かれた学校づくりについては、保護者や地域の方々の信頼と期待に応える公教育として必要なことと考えており、また、学校や教職員を支える地域社会や家庭の教育力

を生かす上でも大切なことであると考えております。

今後とも、取り組みに当たりましては、学校現場の状況や教職員の意向を十分踏まえながら、地域における生涯学習の場として、学校体育施設の開放事業や、図書館等を活用した子どもの居場所づくりなどについて、学校支援地域本部事業による、地域の方々の支援の輪を広げながら進めてまいりたいと考えております。

次に、教職員の研修の充実についてであります。児童生徒の指導に携わる教職員は、専門職として自ら資質向上を図ることが必要であります。このため、長期休業期間中における研修については、公務に支障がない限り、校長の承認を受けて研修を行うことができるものであり、他の研修と同様に、その活用が図られるべきものであると考えております。

次に、国旗・国歌の実施についてであります。国際化が進む社会に生きる児童生徒にとりましては、自国とともに他国を理解し、敬意を表する心情を育むことは大切なことであると考えております。このため、公教育においては、学習指導要領に基づき、国旗・国家を適正に指導することが必要であり、広く国民にも日本の象徴として認知されているものと理解しているところでございます。

次に、卒業式、入学式の意義につきまして、卒業式が卒業生の巣立ちに際して、これまでの学業に努めた成果を認め、これからの前途を祝福する場であり、また、入学式が新入生に、これからの学校生活に希望を持たせる場であると考えております。

これらの学校行事は、児童生徒はもとより、

教職員、保護者、地域の皆さんにとって、人生の大きな節目として思い出に残るものであり、その目的や意義を踏まえて、適切に実施することが重要であると考えております。

次に、学習指導要領につきましては、学校教育法施行規則に基づき、学校行事のうち、儀式的行事について、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機づけとなるよう、活動を行うこととして、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとするものと定められております。

学習指導要領は、各教科の目標・内容について大綱的基準を定め、法律の定める教育の実現を図り、教育の機会均等と学校教育の水準を維持するために公示されており、このことから、公教育においては、国旗・国家を適正に指導することが必要であると認識しているところでございます。

次に、さきの戦争についてであります、日本憲法の前文において、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、この憲法を確定する。日本国民は、恒久の平和を念願し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。憲法は日本国民が全力を挙げて達成すべき崇高な理想と目的であり、かつ最高法規であって、その上位に関する法律・命令・詔勅及び国務に関するその他の行為の全部、または一部は、その効力を有しないとしているところであります。

また、公務員は全体の奉仕者であり、一部

の奉仕者ではないとされ、憲法を尊重し守りきるものとされております。この憲法の精神は、教育行政を執行する上で基本にするべきものであると認識しているところでございます。

なお、歴史認識につきましては、さきの戦争において、数多くの教訓が、あの時代に詰まっているものと認識しており、現在と過去との間の尽きることのない対話を通じて、これを検証するのはまさしく私達の責任であると考えております。

●議長内馬場克康君 8番米田良克議員。

●8番米田良克議員 多くについて再質問させていただきます。

先ほど質問を申し上げましたけれども、最初の信頼関係の問題ですね。これについては、いくつか問題点があるということを申し上げました。これらについて、具体的な課題について、どんなふうにお考えになるのか、教育委員会として校長を指導されるのか、その辺を含めてもう一度答弁をお願いしたいと思います。

それから、信頼関係の問題で、PTAのことをちょっと申し上げましたけれども、例えば、意図的に対立する問題を持ち込むという父母の存在などがあって、という事を申し上げたんですけども、例えば、そういうことが起きた時に、私は先ほど答弁された、信頼関係を構築するということで、いろいろな取り組みがなされていて効果を上げているということについて、特に異を唱えるものではありません。ただ、難しい問題が持ち込まれるということも、これもないわけではないことですね。そういう時に学校長の果たす役割が非

常に大きいなということを思います。その辺をしっかりと対応できると、そして、学校でやられていることでの理解を求める、あるいはきっちり説明していくと、そういう意味で校長の果たす役割が大きいなというふうに思いますけれども、その点でいかがでしょうか。

学力の向上についての所で、標準学力検査については、4年間実施したが学校現場の意向を踏まえ継続実施するというようにした、というふうにあります。これは、個々の学校の意向が尊重されるという形になった結果なのかどうか、その事をお尋ねしたいと思います。

それから、今朝の新聞で、全国学テの問題が大きく取り上げられていました。抽出30%でやるというのが国の考え方だと。しかし、希望するところにはやっていただきますよということで、北海道の場合は、道教委が採点・集計等を全部、希望校については引き受けますということだというふうに書いてありますね。多くの地域が非抽出校についても参加するという意向だということも報道されておりました。市内の学校の意向が尊重されるということになったんだろうかどうかということを、併せてお尋ねをしたいということです。

それから、さっきちょっと学校配当予算のことを申し上げましたが、学校配当予算の改善について、何かお考えになっておられることがあればお聞きをしたい。細かいことは聞く気はありません。細かくは予算委員会というふうに思っています。

それから、豊かな心の育成についてでありますけれども、生命の大切さや相手を思いや

る心を共に支えあうことの大切さ、豊かな感性を育むことという、これらと同様に社会のルールや規範を学ぶ事が大事だということを答弁されたんですけれども、生命の大切さ以下、これらの中身が身につくようになっていけば、社会のルールもおのずと自分のものになるのかなというふうにも、そういう考え方もあるということなんですね。私はそういう立場で考えたいと思っております。どうしても最初から、ルール・規範という言葉が出てくるということについては、かなり気持ちの上で抵抗感があるということですね。国の求めるような型の子どもに育て上げたいという思いが、そういうところに表れてなければいいんですけれども、そういう心配をします。

それから、特別活動について、心の育成において大きく関わるものだという考え方は全く同じ考え方だというふうに思います。その方針の中の後段の部分で、また、いじめ、不登校、問題行動については早期発見・早期対応というふうに、児童生徒一人ひとりの特性と日常の変化を的確にとらえる教育相談機能の充実を図るほか、スクールカウンセラーなどの活用をはじめ、関係機関や家庭との連携を図りながら、指導体制の充実に努めたいとあります。私はもちろん、いろいろ具体的に、いじめに始まって、いろいろな問題を現在の学校が抱えているということを承知しております。ですから、そのための対応策を取っていくということ、これも必要だし、やむを得ない部分もあるということを理解はいたします。ただ、先ほど申し上げましたように、幅広い特別活動の部分で、これがきっちり、子ども達と、学級で言えば学級担任、児童会と

か生徒会ということになると、児童会とか生徒会を指導する教師ですね。行事ということになると、これは入学式から卒業式まで、たくさんの行事がそこでは組み立てられるわけでありまして、多くの子ども達がそれぞれの役割を果たしながら、学校をつくりあげるといふそういうその気持ちで参加していくわけですね。そういうもの、特別活動の広い分野の指導というものがうまくかみ合って、学校の考え方と子ども達の考え方がうまくかみ合って指導が進化していくということになれば、私はいろいろ心配されるような問題というのでは随分減るのではないかという考え方をしております。ただ、そのためには、先ほども申し上げましたように、教師の側に時間や気持ちのゆとりがあって、しっかりその子ども達の指導にあたるということが必須ですね。それを欠かしては十分な指導にはならないわけですから、そういう部分をよくよく考えていただくということで、対応策を万全にしておくのにこしたことはないんですけども、そういう事を並べなければならない現在の状況というのは、これは必ずしも本来の姿ではないなという感じを持っているということはちょっと申し上げたかったんですね。

それから、多忙感の対応策ということで今答弁ありましたけれども、パソコンの活用等、それから校内LANの整備ということで、いわば連絡調整の方法として、事務の電子化といたしますか、そういうものを進めるということが、少しでも効率よく仕事をするという、学校の中での仕事を効率よくするという意味で効果があるかもしれません。しかし、本来は決定的な多忙化の状況を打開するという方

策とは私は違うと思うんですね。定時退勤日設定というようなことも、これまで学校によって随分扱いに差があるようです。それはやはり学校長の意識の問題ですね。本当に超勤の日常状態を解消したいという考え方を持って教師達と共に、どう学校の中の改善を図るかというような努力をされるのか、されないのか。その辺がやっぱり違いになって出てくるのではないかなというふうに思います。これは、先程、定数改善といわば国の制度としての改善策に努力されるということですから、それは大いにぜひお願いをしたいと思いますけれども、現状の改善に向けては、私は学校長を含めた一層の努力を求めたいというふうに思います。校長の役割が大きいということのを改めて申し上げて、お考えがあればお聞きをしたいというふうに思います。

それから、体力テストについては、私は、全国テストをやって、何でもデータを出して比較してということに必ずしも賛成ではありません。あまり好きじゃない、それは好みの問題ですから。ですから、さっき申し上げたように、やっぱりもっと子ども達がゆとりを持って学校生活をする、楽しむ時間がたくさんあるという事が、むしろ大事なんではないのかなということなんですね。その抽出校以外にもテストを実施しますということですから、これは、各学校の意向というのは尊重されるものではないでしょうか。どうなのでしょう。そのことをお聞きしたいと思います。

食育の位置づけについては、私自身まだ十分に理解をしてません。ですから、これ以上、とやかくいう資格はありませんが、ただ、社会や地域の問題が起きれば、何でも学校が引

き受けるという考え方には必ずしも賛成できない。それは、今の学校の現状を見たら、何でも引き受けられるような状態ではないという事を思うからです。昨年から、栄養教諭の配置が始まりましたね。これが、聞くところによれば、本来の期待したような活動になっていないということをお聞きします。なかなか、その職に当たっている人達にとっても厳しい条件のようにお聞きをします。さっき申し上げたような、何でも学校が引き受けるといふふうにならない範囲でやられるということがいいのではないか、ということを改めて申し上げたいということです。

それから、信頼される、魅力ある学校づくりのところでは、開かれた学校づくり等に取り組むということですが、これらの取り組みに当たっては、学校現場の状況や教職員の意向を十分踏まえながら取り組んでいきたいという答弁をされました。これが、教育長の言葉だけではない、実際にその通りやりますよという事を念を押したいんですけれども、いかがでしょうか。

そして、生涯学習の場ということと教師との関わり、この件については、どんなふうにお考えでしょうか。

それから、研修の問題、校外研修を行うことができるものであり、その活用が図られるべきだということ、これは、毎度申し上げますけれども、実態は学校差が非常に大きいと教育長が答弁されれば、こういう答弁になるのかもしれませんが、実態はこうじゃない。具体的な、実施できるような改善策を、どんなふうにお考えなのかという事をお聞きをしたいということです。

それから2つ目の、卒業式、入学式のあり方の問題ですが、認識の差の問題については、やはりなかなかかみ合わないというふうに思います。広く国民にも日本の象徴として認識されていると理解しますということを、私、日の丸については、これが国旗だという認識はかなり広く深く行き渡っているなと思うんですよ。君が代も最近違ってきているかもしれませんね。ふた昔前だと大相撲の歌だとかと言う、そういう答えが出たという時期がありました。千秋楽の日に歌うということで、今は違ってきているかなというふうに思うんですけれども、やはり、君が代というのは、曲の調子とか、歌詞の中身とか、これらが必ずしも親しめる中身というものではないと。日の丸は非常にわかりやすい旗ですよ、単純で。ただ、そのことが、バンクーバーオリンピック終わりましたけれども、現地に応援に行っている方々も、いろんな場面で大小の日の丸を振って、一生懸命顔に書いたりしながら応援をしていました。それからサッカーの試合であるとかよく言われますけれども、そういう場面での認識というのはあると思います、間違いないですよ。日本の旗だという認識を持っている、国の代表選手を活動する場面で、応援するのに日の丸を振るということに全く抵抗はない、むしろ積極的に振って応援したいという気持ちを持つ人達がどんどん増えていっているというのも現実かなと思います。ただ、君が代はなかなかそうはいかないという部分があるんですね。ただ、私がさっき申し上げた侵略戦争のシンボルとして使われたという、日の丸とか君が代というもの、日の丸は分かりやすいですよ。軍隊が侵略してい

くときに、その先頭に立つわけですから、極めて見えやすい、ただ、君が代は植民地化した地域について、学校で学ばせるということをして、子ども達に歌わせるということをしたわけです。そういう使い方をした。宮城遥拝を日課とする、はるか海の彼方の日本の天皇の住まいである宮城に向かってお参りをする、おじぎをする。そういうことをいろいろ出先の機関の学校で日常の活動として子ども達にやらせたわけですよ。朝鮮半島では、創氏改名といって、名前まで全部日本式に変えさせられると、朝鮮語を使わせないとか、そういう教育を強制したわけでしょう。そういう歴史の中で果たしてきた役割というものを、まだ、国民の中には認識している人達がいまいますよということなんです。そういう認識の差というものがまだまだきっちりあると。指導要領にあるんだからご起立願いますと言ったらさっと立つと、曲がかかればみんなが歌うという。そういう気分ではないと、あの曲は聞きたくないという思いの人達もいるわけです。だから、そういうものを認める場ではないですか。とりわけ学校というのは、子どもがどんどん育っていく場ですよ、そして、いわば一人前の日本人として育っていく、それは学校で全部出来上がりません。ですけれども、学校教育の果たす役割は大きいわけです。だから、その時に言いますよね、個性豊かにとか、個性豊かな子どもに育ってほしいと。明るく元気にとか。明るく元気にとというのは、子どもは余り悩みはないですよ。そうは言い切れないな、最近、小さい子どもは結構悩むことがあるようですから。でも大人よりはな。だから、パッと頭から飛べば明

るく楽しく出来るという部分ですよ。ただ、いじめに合うとかとなれば話しは別です。だから、個性豊かに子どもを育てたいと思ったら、多様な考え方というものを認める立場をとらなければ、学校がね。ダメだと思うんですよ。ですから、学校の先生も君が代を歌いたくないという人がいたら、その存在を認めるという立場を、お互い認め合っていくということですよ。別に喧嘩するわけじゃないんだから。そういう考え方が学校の中でなされていかなければ、幅広い考え方をもった子どもが育っていかないということを私は言いたい。だから、卒業式や入学式は、さっき教育長が答弁された、こういう場だと、ほとんど異議ありません。しかし、国旗や国家を指導・徹底する場ではないと思うんですよ。そういう位置づけではないと思うんですね。それと、学習指導要領で言えば、大綱的基準の問題、何度も繰り返していますから何度も言いませんけれども、具体的な旗の掲げ方とか、歌の歌い方までが大綱的基準とは思えないんですね。それは幅のあるものであっていいというふうに思います。強制の問題で言えば、1999年に国旗国歌法が国会で審議された時に、繰り返し言いますが、政府答弁でも文部省答弁でも、従来の指導の変化はない、強制するものではない。内心に立ち入って強制するものではありませんということを繰り返し国会で述べてるわけですよ。ところが、現実には国旗国歌法が通った途端に、学校教育の現場では強力な強制が始まったわけでしょう。それが今日に続いて、もう北海道だってやっぱりそれは強制するものではないという事を、教師達が述べている地域がどのくらいあるの

かと私はよくわかりません。それはもう随分地域的には小さくなってるのかもしれない。しかし、本来あるべき学校の姿というものを考えたときに、しかも、先ほど教育長が答弁された日本国憲法のものの考え方、それは大きな犠牲の上に、大きな犠牲ということは日本人だけでないですよ、アジアでは2,000万の人の命が奪われているんですからね。大きな犠牲の上にでき上がった、世界が見本とすべき憲法なわけですね。そういうものを守って、いこうという考え方に立つならば、私は学校でも多様な判断というものが当然、認められるべきだというふうに考えるわけですね。その辺をお聞きをしたいなというふうに思います。

あとですね、2つ目の、アジア太平洋戦争の教訓の問題なんですけども、憲法19条の考え方も、その学習指導要領の前には憲法19条もかすむぞという考え方をされてる訳ではないと思うんですよ。やはり憲法が全てに優先するという考え方ですから、しかし、公務員たるものとはという考え方になるんだと思うんです。しかし、公務員に憲法99条という憲法を擁護する、擁護しなさいということ、99条は言っているわけですね。憲法19条をしっかりと守ると、どの人にも当てはめて守っていくという義務が公務員にはあるよと、一番あるんだよあなた方には、ということ、99条は言っているわけでしょう。その考え方をしっかりと見てほしい、考えてほしいということですね。

今回、何年か前に買った本で改めて見たんですけども、本屋は岩波ですが、「あの戦争を伝えたい」という本があります。これはどこ

が出したかという、東京新聞の社会部です。東京新聞が2005年に、ずっと直接取材をして、それを整理して1冊の本にしたと、新聞に毎日載せたものです。載せたものを改めて本にまとめたんですね。たくさんの事柄を取り扱ってます。ただ、初めにありますけども、こういう基本だと言うんです。無名の庶民の戦争を伝えたいと、それから一人ひとりの記者が、戦争体験者の記憶を自分の心に刻み込む決意で取材をしようということですね。そして、最後は取材現場を、実際に取材した人の記憶の中にある現場を確認しようと、そういう視点で記事を書いたという事なんですよ。さっき言いました東京大空襲から始まりますけども、今回、この本を読んで初めてわかったのは、山の手空襲というのがあったんですね。東京大空襲は下町です。ところが、あの時は、一夜で10万の人が命を失ったわけですけども、山の手空襲というのは、その山の手と呼ばれる地域がその後、4月、5月とわたって、数次に渡って大空襲を受けたと。落とされた焼夷弾の量で言うと、3月10日の空襲の3倍以上だそうです。死者の数は4,000ぐらいなんです。そんなに死んでいないんですね。そういう空襲があるということを知りました。それから、キリスト教徒の弾圧が具体的に取り上げられております。それは治安維持法違反ということで、特に牧師さんなんかは厳しい弾圧を受けたという事が、具体的な記事になってますね。タイトルが「スパイの子」に耐え」という、それは牧師さんだったお父さんが逮捕された後、子どもがお前はスパイの子だと呼ばれ、非国民だとそういう仲間から厳しい攻撃を受けたとい

う話があります。中には、命を失うまでになったというケースもあるということが書かれています。学ばなければならない事柄は、まだまだ私達にはたくさんあるということを改めて感じました。ですから、改めて先程考えをお聞きしましたから、これから学び、検証するのが私達の責任だということを教育長おっしゃったから、それ以上の答弁を求めるつもりはありませんけれども、私は、まだまだ私達には学んでいかなければならない、私なんか残り時間が少ないなということを自覚するものだから、さて何が残せるかという事をかなり考えます。そのときに、やはりあの戦争のことをやっぱりしっかり伝えていかなかったら、これは大変だなということをつくづく感じてるものですから、そのことをちょっとしつこく申し上げたと、まとめてお考えがあればお聞きをしたいと。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、学校教育の信頼関係でございますが、教特法は、その職務を遂行するため、絶えず研修と修養に努めなければならないとされていることから、長期休業期間中に校外研修の機会として、有効に活用するよう校長会議等を通じて、さらに職員の研修や信頼関係づくりに努めて参りたいと考えております。

職員手当に関わる評定・判定については、北海道教育委員会が定めた、市町村立学校職員の勤勉手当に関わる取り扱い要綱に基づき、公平公正な評定・判定を行っているものと考えております。

休息時間の趣旨は、勤務時間の途中に休息

を与えて、職員の精神的・肉体的疲労を回復させ、勤務能率の推進や不注意による災害の予防に資することであり、その適切な確保を努めることが必要であると考えております。

また、父母などとの信頼関係を深めるためには、校長は子ども達のよりよい教育環境を整えることを基本に、保護者、地域などから広く意見を取り入れた、学校運営をより一層進めることが必要であると考えております。

次に、確かな学力の向上についてですが、学力検査及び全国学力学習状況調査につきましては、学習指導の改善充実を図る上で必要であるとの考えから継続実施するもので、学校現場の意向は、学校長を通じて把握しているところでございます。

なお、学校配当予算につきましては、今後ともその充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、豊かな心の育成についてですが、人間性豊かな心を育成する上で、社会道徳や規範を学ぶことは、命の大切や相手を思いやる心、共に支えることの大切さ、豊かな感性を育むと同様に大切なことだと考えております。

また、特別活動による豊かな心や自主的・実践的な態度の育成が学校が抱える子ども達の問題に対しても大きな役割といたしますか、かわりを持つものと考えており、さまざまな活動を通じて、より多くの人との関係づくりを行っていくことが大切であると考えております。

学校現場における多忙化につきましては、業務の効率性に向けた環境の整備に引き続き努めていくと共に、時間外縮減に向けた定時

退勤日の設定など、学校長を通して各学校として対応可能な取り組みの推進に一層努めてまいりたいと考えております。

次に、健やかな体の育成についてですが、新体力テストにつきましては、子ども一人ひとりに応じた、望ましい運動習慣等を育むため、子どもの体力の現状と課題を把握する手段の1つと考えており、その結果を踏まえ、保健体育を中心とした教科指導の工夫改善に努めてまいりたいと考えております。

また、栄養教諭の職務につきましては、学校給食の献立・運営管理などを行い、その上で学校の食に関する全体計画策定を指導し、食育に関する事業に関わり、個別指導し、さらに地域コーディネーター的役割も課されているのが現状でございます。しかしながら、学校への義務的配置が行われていないなど、課題があることから、今後ともその適正配置について、国・道に対して強く要望してまいりたいと考えております。

また、開かれた学校づくりを進めるに当たり、学校現場の状況は、教職員の意向を踏まえながら、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、教職員の研修についてであります。教職員は絶えず研修と修養に努めることが求められていることから、校外研修に積極的に取り組むよう、校長として職員に指導することが必要と考えており、今後とも校長会や学校訪問等、あらゆる機会を通じて、さらに職員の研修の推進や、信頼関係づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、国旗・国歌の実施についてですが、いわゆる近代国家の成り立ちにおいて、

その象徴としての国旗・国歌につきましては、その歴史的経過からして、国民の愛着と反感など、様々な国民感情が伴いながら蓄積され、今日に至っているものと認識しております。先程申し上げました、日本国憲法の方針のもとで、国旗・国歌が法制度化され、今日に至っているものであり、広く国民にも国の象徴として認識されているものと理解しているところであります。

次に、卒業式、入学式につきましては、その目的を踏まえて適正に実施することが重要であると考えているところであります。

次に、卒業式、入学式における国旗・国歌の取り扱いにつきましては、公教育として学習指導要領に基づき、適正に指導することが必要であると認識しているところでございます。

なお、学習指導要領につきましては、いわゆる憲法を最高法規とする一定の法体系の中で位置づけられているものと考えており、その判断は憲法に基づく最高裁判所で違憲性が審査されるものであると認識しているところでございます。

●議長内馬場克康君 8番、米田良克議員。

●8番米田良克議員 学校長に関わる問題がいくつもあるわけですがけれども、これらについては、通り一遍の指導ではなく、やはり実態的に効果が出るという、そういう意味合いでの具体的な指導といいますか、どこまでやれるか、おやりになれるかわかりませんが、そういうものが欲しいなど、私は強く感じています。結局、さじ加減という、そういうもので随分違うという状況があります。これは、ぜひ、そのことをお考えいただくと。

とりわけ先程、要綱をちょっと教育長が述べられましたけども、勤勉手当に関わる評定・判定、これは、職場の人達みんなが納得いく評定・判定がなされている学校では何の問題もない。ところが、明らかに判定者の不純な意図が入っている。不純というのは純粹じゃないということですね、それが見え見えになったという学校では、職員室の空気の色が変わるぐらい空気が一変したということです。何だこれはと。そういうことをやれるというのか、やる人というか、これは、私は、本来校長には適さないというふうに思うんですけども、職員を公平に扱えないというような人間は、上に立つべきではないというふうに思います。それぐらい学校のチームワークに障害になっているということがあるそうです。だから、そういう点はやはり現実の大きなギャップというものについて、十分、学校が機能してほしいというふうに考えるのであれば、そういうところの改善が具体的になされる必要があると思うんです。この辺、答えづらい質問かもしれませんが、学校のあるべき姿というものを求める教育委員会としては、やはりきっちり考えていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

休憩時間の問題は、建前で答弁されても役には立たないというふうに思います。やはり実態に即してお考えをいただく必要があると思います。

それから、学力検査で学校現場の意見は校長として把握しているということなんですけれども、それは当然そうなんです。そういう仕組みですから。しかし、学校としての議論が土台にあるのかということ、大丈夫な

のかなということを考えます。ぜひ、その辺をもしお答えいただけるのであれば、いただきたいということです。

多忙化問題もよろしくお願いします。

研修の問題は、ぜひ、学校長の意識改革というものをお願いしなければならんというふうに思います。

それから卒業式、入学式の問題で、最後に述べられました、学習指導要領というのは、憲法を最高法規とする一定の法体系の中に位置づけられている、判断は最高裁判所の判断だということで、例えばですよ、卒業式でピアノを弾かないという事を言って、処分を受けた先生が訴えて、この裁判は最高裁までいきました。けども、訴えた人は負けですね。要するに自分が弾きたくないというふうに思っても、言われたら弾けというのが最高裁の判断です。ほかにもあります。私は、今の最高裁は思想良心の自由という憲法19条を守るという視点で、最高裁は失格ですよ。私が判事なら絶対そういう判断はしない、私は判事になれませんがね。本当に国民一人ひとりの心情というものを大事にするという判断を裁判所が今しないんですよ。これは、長い間の、今ちょっと政権変わったけれども、自民党政権下での最高裁判事の選出、あれは政府が選びますから、だから、それによって日本の裁判制度というのは、いわば自ら命を落とそうとしてるんですよ。本来のあるべき姿ではない。しかし、そうは言っても不当な処分を受けたら、それは裁判所を頼って訴えるしかない、その方法しかありませんからね。けども、今の最高裁判所は頼りにならない、こういう現実国民が置かれてるわけです。

でも、それでも繰り返し訴えるということをやっていくことによって、そのうちに裁判所も目が開かれるかもしれないとか、下級裁判所が新しい判断を出すのではないとか、そういう期待を裁判所につなぎながら、何とかかんとか頑張っているわけですよ。それを初めから、どうせ最高裁までいっても駄目なんだからと言って、唯々諾々としてですよ、自分の気持ちに反する事柄を教育の現場で教師が行っていったら、日本の学校は破滅ですよ。そういう事にならないために、私は美唄市教育委員会が判断をして、学習指導要領にはこうあるけれども、これは強制ではないということを学校に明らかにして、十分協議して卒業式、入学式をやってくれと。希望としては君が代をやってもらいたい、というぐらいの判断を示されてもいいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長板東知文君 米田議員のご質問にお答えします。

初めに、学校教育の信頼関係についてであります。今後とも校長会議や学校訪問等、あらゆる機会を通じて長期休業中の校外研修の適正な実施や、信頼関係づくりに一層努めてまいりたいと考えております。

また、勤勉手当につきましても、道教委の要綱に基づき、今後とも公平・公正・適正な判定を行ってまいりたいと考えております。

次に、休憩時間につきましても、学校の組織体制の見直しや会議の効率化、一斉退勤日の拡大など、さまざまな面から取り組み、その確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、確かな学力の向上についてでありま

すが、学校現場の意向につきましては、基本的には学校長を通じ、学校の意向というものを把握しているところでございます。

なお、私としましては、やはり先生の授業が、先生にとりまして授業が基本だというふうに考えているところから、1年かけて市内の全教員の授業を10分か15分くらいですけれども、全教員の授業を見させていただいていたところでございます。非常に子ども達は一生懸命に頑張っておりますし、その前提として、美唄の教職員は非常によく頑張っているというふうに考えてございますし、地域の協力体制も、いろんな面から学校を支えるような取り組みが一生懸命やられている。いろんな面で美唄の子ども達も、さまざまな面での活動が、大会だけではございませんけれども、いろんな形で素晴らしい活躍をしている、そんな実績もございますし、そういう面で、学校現場を基本として物事を組み立てていくと、少なくとも学校現場に起こっている事を、それぞれ立場は違っても、共通認識に立って、その課題解決に向けて取り組んでいくと。そういう気持ちで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、教職員の研修についてであります。今後とも、教特法ですか、その趣旨を踏まえながら、長期休暇中の校外研修が適切に実施されるよう、あらゆる機会を通じて、一層努力してまいりたいというふうに考えております。

最後に、国旗・国歌についてでございますけれども、国旗・国家につきましては、国の象徴としてあるわけでございますけれども、それに対する国民感情といったものは、さまざま

まにあるというのは、これは現実だというふうに考えてございます。もちろんその背景には、先ほど申し上げました、歴史的な認識をされるような考え方があるというのも事実でございます。そういった中で、卒業式、入学式における国旗・国家の取り扱いについてでございますけども、基本的には現在の日本社会では一定程度、持つ意味について、国民に広く認識されていった前提があり、国民的コンセンサスを得てるという前提の元に、さまざまな意見がありつつもですね、そういった中でですね、適正に実施することが必要であるというふうに考えているところでございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

12番、本郷幸治議員。

●12番本郷幸治議（登壇） 平成22年第1回定例会に当たり、大綱2点について市長にお伺いします。

大綱の1点目は、福祉行政について、介護保険制度も平成12年度にスタートして10年がたち、介護サービス基盤の充実とともに制度が広く市民に浸透してきたことは、年々増加する利用者数で伺い知ることができます。本市にありましても高齢化率が30%を超え、今後、ますます進展する状況を考えますと、安心して老後を暮らせる社会を目指し、介護の充実が求められてきます。そこで、安心できる介護保険制度について、何点か市長にお伺します。

その1つ目は、介護保険事業計画の進捗状況について、特別養護老人ホームなど介護施設の待機者の実態はどのようになっているのか。また、その待機者解消策に向けて、実効

性のある実施計画が策定されているのか。また、有料老人ホーム、ケアハウスなど特定施設の施設整備状況と共に当該利用者の経済的負担の実態と、その負担軽減はどのようになっているのかお伺いします。

その2つ目は、要介護認定について、介護保険申請から認定までの時間が長いため、早急にサービスを利用したい方が困っている現状もあります。当市においては調査・認定までどのくらい時間がかかっているのか、また、その時間短縮のためにどのように手だてを講じているのか。また、介護保険適用までの事務が煩雑で、時間がかかり過ぎている現状に対して、もっと事務を簡素化してすぐ使える制度に改善すべきと思いますが、実態と改善に向けた取り組みについてお伺いします。

その3つ目は、介護サービスの充実について、07年の厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、要介護者と同居している家族のうち、介護者側の年齢が既に60歳を超えた割合は58.6%です。また、65歳以上の高齢者が、高齢者を介護する老老介護世帯も介護を行っている全世帯の半数を超えたと言われております。そこで、本市における老老介護の実態をどのように把握しているのかお伺いします。

その4つ目は、介護家族や高齢者世帯等に対する相談体制について、介護難民という言葉が生まれるほど家族の介護するために離職せざるを得なかった家族などがおられます。そうした介護家族へのきめ細かな相談事務の実施について、どのように考えているのか。また、独居高齢者、高齢者世帯などの介護弱者に対してのきめ細かい相談体制が必要と思

われますが、子育てにはサポートセンターがあり、さまざまな相談・要望に対応できる環境が整っておりますが、高齢者に対しても同様に相談できるサポートセンターを設ける必要があると思いますが、市長の御所見をお伺いします。

その5つ目は、福祉用具の貸与について、自宅での介護サービスのメニューの中で、デイサービス、ショートステイ、福祉用具の貸与など、さまざまありますが、その中の福祉用具の貸与の中で重要なのはベッドとポータブルトイレです。ケアマネジャーのレベルによって、その貸与の実態が利用者のADLに即しているのか、対応がばらばらな場合が散見されます。そこで、本市におけるベッドとポータブルトイレの貸与においては、担当部課はケアマネジャーにどのように指導されているのかお伺いします。

その6つ目は、共助によるボランティア活動について、介護保険制度における地域支援事業として、市町村の裁量により介護ボランティア活動を推進する事業を行うことが、平成19年5月から可能になりました。具体的には、介護支援ボランティアの活動実績に応じてポイントを交付、ポイントには介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担減にもつながります。それだけではなく、高齢者が活動を通じて、社会参加、地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、介護予防にも役立つという一石三鳥にもなると言われる介護支援ボランティア制度の導入を、本市としてもぜひ検討してみたらどうか市長のご所見を伺います。

その7つ目は、介護保険料・利用料の負担軽減について、市民相談の中で介護保険料に対する負担が増して、これ以上、上げないでほしいという声が多く寄せられております。特に、低所得者への配慮が求められますが、介護保険料の減免についてどのように考えておられるのかお伺いします。

次に、グループホームなどでは、利用料の負担が重いとの声があります。利用料の実態とその負担軽減の現状はどのようなになっているのかお伺いします。

大綱の2点目は、医療行政について、新年度から診療報酬改定が実施されますが、改定内容は、医療の提供体制や患者の負担に直結する内容で、これが地域医療にどのような影響を受けるのか。また、市民に身近な医療がどう変化するのか、大いに注目されるところです。以下、2点お伺いします。

初めに、診療報酬改定で市民にとって最も身近な医療はどのように変わるのか。また、診療明細の発行が無料で義務づけされたことは、患者側にどのようなメリットがあるのかお伺いします。

次に、本市の市立美唄病院経営健全化計画は、平成21年度から7年間の計画案で取り組んでいますが、今回の診療報酬改定がどのような影響を与えるのかお伺いします。

以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、福祉行政について、安心できる介護保険制度についてであります。介護施設における待機者数につきましては、3月1日

現在で申し上げますと、特別養護老人ホームでは、恵祥園が80名、泰康が49名、介護老人保健施設のコミュニティーホーム美唄は31名、グループホームでは、ななかまど美唄館が2名、ななかまど駅前館が2名、アルメリアが8名、ケアハウスのハーモニーは27名となっております。待機者の解消に向けては、昨年9月に小規模特別養護老人ホームとして新たに定員18人のかなで〜るが開設されたところであります。また、今後の施設整備につきましては、平成23年度に策定する第5期介護保険事業計画の中で検討することとしております。ケアハウスなどの特定施設は、市内ではケアハウスハーモニーだけであり、利用料として事務費、生活費、管理費と介護サービスの1割をそれぞれ入所者が支払うこととなりますが、利用料のうち事務費については、年収による解消区分により負担軽減が図られており、例えば年収が200万円で、要介護3の方の場合1万2,300円が軽減され、月額約12万5,000円となっております。

次に、要介護認定につきましては、申請受け付け後、認定調査員による調査を行い、調査結果と主治医意見書をもとに、認定審査会において審査し、介護度を判定しており、認定までにおおむね15日から30日を要している状況であります。認定調査員による迅速な調査や医療機関に対して、主治医意見書の早期作成をお願いするなど、速やかな要介護認定に努めております。また、認定事務の簡素化につきましては、現在、厚生労働省が介護保険制度に係る事務手続の見直しを進めていることから、その状況を見きわめながら

適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、老老介護の実態につきましては、介護認定調査時に市の調査員が実態を確認しているほか、介護サービス受給後については、担当ケアマネジャーからの情報提供などにより、老老介護世帯の実態把握に努めているところであり、介護家族や高齢者世帯等に対する相談体制につきましては、平成18年度の介護保険法改正に伴い、高齢者を包括的に支援するための地域包括支援センターを設置し、高齢者自身や高齢者を介護する家族からのさまざまな相談に応じて必要な支援を行っているところであり、今後におきましても、より相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、福祉用具の貸与につきましては、利用者の心身の状況に応じた適切な用具が必要なことから、福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員と担当ケアマネジャーが十分に打合せを行って、必要な用具を選定するよう保険者として指導しているところであり、また、市内のケアマネジャーを対象とした市主催の研修会でも、福祉用具貸与の事例研究を行うなどして、ケアマネジャー個々の資質向上を図っているところです。

次に、介護支援ボランティア制度につきましては、急激な高齢化が進む中、地域の高齢者が安心して暮らしていくためには、公的な制度やサービスだけではなく、ボランティアをはじめとするさまざまな地域支援の活用が重要であると認識しております。こうした観点から、介護支援ボランティア制度の導入に

向けて、他自治体の先進事例を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に、介護保険料につきましては、介護保険事業計画に基づき決定しており、本市では、所得分布を6段階に設定し、このうち、第4段階について独自に細分化して、低所得者層の負担軽減を図っているところであります。また、グループホームの利用料につきましては、施設により異なりますが、一例で申し上げますと、要介護度3の方の場合、月額が10万4,000円となりますが、住民税非課税世帯については、高額介護サービス費の給付により、年収に応じて1,350円から1万0,950円が軽減されることとなっております。

次に、医療行政について、診療報酬改定による影響等についてであります。このたびの診療報酬改定における国の基本方針では、救急、産科、小児、外科等の医療の再建と、病院勤務医の負担の軽減が重点課題とされており、医者の確保や病院経営の安定化につながると考えられております。また、診療報酬明細書発行のメリットにつきましては、医療の透明化や詳細な個別の点数項目などの情報が、患者へ提供されるといった点が挙げられております。

次に、診療報酬改定に伴う市立病院経営の影響についてであります。改定の内容につきましては、診療報酬本体を1.55%引き上げ、薬価・材料価格は1.36%引き下げ、全体で0.19%引き上げとなっております。薬価の引き下げは、院外処方を実施しておりますことから、大きな影響はないと考えております。また、再診料や入院基本料の引き上げにより、収益の増加が見込まれるものと考

えておりますが、実際の影響額等につきましては、4月以降に比較分析を行うこととしております。

いずれにいたしましても、今回の診療報酬改定を踏まえ、新たな収益増加の方策について、今後さらに院内で協議を進めながら、病院経営の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

午後3時12分 延会

以上会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに
署名する。

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____